

令和7年度 第1回
恵庭市食育推進協議会

○日 時： 令和7年7月30日(水)14時00分～
○場 所： えにあす会議室8

次 第

1. 開会

別紙

2. 議題

(1) 令和6年度食育推進事業取組み実績及び
令和7年度食育推進事業計画について

資料1

(2) 「第4次恵庭市食育推進計画」について

資料2

(3) その他

資料3

3. 閉会

恵庭市食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、恵庭市における食育推進計画を策定するため及び総合的な食育の推進を図るため、恵庭市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育の推進と評価に関すること。
- (3) 関係機関・関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、食育の推進のために必要と認められること。

(組織及び任期)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席により開会する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、ワーキング会議を開催することができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は保健福祉部保健課において処理する。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び旅費等は支給しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和６年６月２０日から実施し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

関係機関・関係団体		地域・家庭	
1	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室（千歳保健所）	1 1	労働者協同組合ワーカーズコープ・ センター事業団
2	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	1 2	地域FM放送 e-niwa（いーにわ）
3	恵庭消費者協会	1 3	恵庭市老人クラブ連合会
4	農業生産者	市役所	
5	恵庭商工会議所	1 4	教育部教育総務課長
6	食品関連事業者	1 5	教育部社会教育課長
学識経験者		1 6	教育部学校給食センター長
7	北海道文教大学人間科学部 健康栄養学科	1 7	経済部農政課長
		1 8	経済部商工労働課長
教育関係		1 9	子ども未来部子ども政策課長
8	幼稚園・保育園・認定こども園	2 0	子ども未来部えにわっこ応援センター長
9	恵庭市教頭会	2 1	子ども未来部すみれ保育園園長
1 0	栄養教諭	2 2	生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理 課長

恵庭市食育推進協議会 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	No.	所 属	役 職	氏名
関係機関・関係団体	1	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	企画総務課 主査	田原 麗桜奈
	2	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	幹事	島田 龍哉
	3	恵庭消費者協会	会長	戸花 小夜子
	4	農業生産者 (ルーキーズカンパニー)	会長	赤川 篤志
	5	恵庭商工会議所	経営支援課 主査	今野 健介
	6	食品関連事業者 (恵庭かのな協同組合)	理事長	平野 隆晴
者 経学 験 識	7	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科	教授	田中 弘之
教育関係	8	幼稚園・保育園・認定こども園	栄養教諭（恵庭幼稚園）	木幡 遼菜
	9	恵庭市教頭会	恵庭市立島松小学校 教頭	成田 一之慎
	10	栄養教諭	栄養教諭（恵庭小学校）	伊藤 由香里
地域・家庭	11	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	子どもの生活・学習支援 管理者	松本 李奈
	12	地域FM放送e-niwa（いーにわ）	営業・制作ディレクター	滝沢 貴之
	13	恵庭市老人クラブ連合会	会長	亀石 和代
市役所	14	教育委員会	教育総務課長	藤野 真一郎
	15		社会教育課長	黒氏 優子
	16		学校給食センター長	斉藤 喜代彦
	17	経済部	農政課長	市川 忠志
	18		商工労働課長	上山 謙太郎
	19	子ども未来部	子ども政策課長	村仲 智也
	20		えにわっこ応援センター長	高橋 明子
	21		すみれ保育園園長	五十嵐 大地
	22	生活環境部ゼロカーボン推進室	廃棄物管理課長	川副 透

事務局	保健福祉部長	伊東 雅彦
	保健センター長	足立 重敬
	保健課長	須貝 尚文
	保健課 健康推進・食育担当主査	庄林 里枝子
	保健課 健康推進・食育担当スタッフ	寺内 亜友美
	保健課 健康推進・食育担当スタッフ	青木 優子
	保健課 健康推進・食育担当スタッフ	山内 友美子

資料 1

1) 令和6年度食育推進事業取り組み実績及び令和7年度食育推進事業計画について

ページ

■ 関係機関・関係団体	
▶ 北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（千歳保健所）	1
▶ 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク、経済部商工労働課	2
▶ 恵庭消費者協会	3
▶ 農業生産者 ルーキーズカンパニー	4
▶ 恵庭商工会議所	5
■ 教育関係	
▶ 北海道文教大学	6
▶ 恵庭幼稚園	8
▶ 恵庭市教頭会	10
▶ 栄養教諭部会	12
■ 地域・家庭	
▶ 特定非営利活動法人ワーカーズコープ・センター事業団	14
▶ 地域FM放送e-niwa（いーにわ）	16
▶ 恵庭市老人クラブ連合会	17
■ 行政	
▶ 教育部社会教育課	18
▶ 教育部学校給食センター	20
▶ 子ども未来子ども政策課	23
▶ 子ども未来部にわっこ応援センター	24
▶ 子ども未来部すみれ保育園	25
▶ 生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課	28
▶ 保健福祉部保健課	29

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

石狩振興局保健環境部千歳地域保健室

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
1. 道民の健康づくり推進事業		食事などの健康に関する正しい知識等の普及啓発を行い、健康の増進を図る		■内容を検討の上、継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	各種健康づくりに関する月間等における普及啓発 北海道千歳保健所、北ガス文化ホール、千歳アルカディア・プラザ 令和6年9月、11月、令和7年2月 来庁者、地域住民 回数・人数 5回 ■協働機関 千歳市	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○				
2. 食環境整備事業		外食摂取や食品選択において、健康管理上の適切な選択を支援する		■ほかいどうヘルスサポート レストラン推進事業について、 事業の推進のため、事業周知や 新事業の登録推進に取り組む。 ・登録要件が店内禁煙のため、 登録推進と併せて喫煙器具・設 備等の設置に関する指導監督を 行い、受動喫煙防止を図る。
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	①ほかいどうヘルスサポートレストラン事業の推進 ②食品表示法による栄養成分表示の推進 随時 ■対象 ①管内飲食店 ②管内食品製造者 回数・人数 ①登録件数 67件（二つ星店 1件（塩分控えめ・脂質控えめ）） ②食品表示法に係る個別相談（10件） ■協働機関 ①登録飲食店等	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○				
3. 栄養関係研修事業		給食施設調理従事者に対し、衛生管理や健康づくり等に関する情報提供を行うことで資質向上を図り、効果的な運営管理を推進する。		■内容を検討の上、継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	千歳保健所管内給食施設調理従事者研修会の開催 千歳市民文化センター 令和6年12月25日（水） 千歳保健所管内 特定・多数給食施設に従事する管理栄養士等 回数・人数 50名 ■協働機関 無し	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○				

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

恵庭市農商工連携推進ネットワーク
経済部商工労働課

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
1. 農商工連携による商品開発事業		地域資源を活用した新製品を開発・販売することを通して、地域内企業による地元産農産物の活用と市民による資源と取り組みの理解を促し、地域消費の拡大を図る。 恵庭市内農商工連携においては一次産品等の原材料情報の提供や勉強会、専門家による個別相談会の実施。友好都市・藤枝市との連携商品については、両市の農畜産物を使用した新商品創出に向けた研究・開発等に取り組む事業に支援する「試作支援事業」により、恵庭市3事業者3商品、藤枝市2事業者3商品の新商品開発が進められた。また、恵庭市内の農業者や飲食事業者、市内食品関連企業とが連携し、17商品が開発、販売された。 令和6年4月～令和7年3月 ■対象 市民、市外の住民 ■回数・人数 市内各事業者の店舗、その他市内外イベントでの販売 ■協働機関 市内外食品関連企業、販売者		■開発製品の継続販売支援 ■新たな製品の企画開発商品
↑当てはまる目標に○				
2. 恵庭市農商工連携推進ネットワーク		農商工連携を推進し、地域資源を活用した特産品開発等をもって地域経済の活性化を図る。 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク事業として情報発信や商談会等の出展支援、商品開発推進等を実施。 令和6年4月～令和7年3月 ■対象 同ネットワーク会員（114企業・団体等） ■回数・人数 情報発信34回、イベント等への出展支援（のべ28事業者） ■協働機関 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク		■会員商品を掲載したパンフレット配布などによる情報発信 ■友好都市である藤枝市との連携による商品開発の推進
↑当てはまる目標に○				
3. えにわん産業祭		質の高い農畜産物や食品加工製造関連の企業の製品など優れた素材を使用し、農商工連携の取組みによって開発された加工品の展示・販売を通じ、恵庭の地域資源の豊かさを市内外にPRする。 42の企業・団体等がブースを出展し、販売・PRを実施。 令和6年9月7日（土）10：00～16：00 ■対象 市民、市外の住民 ■回数・人数 1回、約10,000人来場		■令和7年9月6日（土）開催予定

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

恵庭消費者協会

事業名		令和6年度取組み実績	令和7年度計画									
1. 牛乳・乳製品料理講習会		<table><tr><td>分野</td><td>食をとおして健康をつくる</td><td>食をとおして人と育む</td><td>食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	■目的 牛乳・乳製品の知識と料理方法の普及。地産地消の消費拡大と併せて食生活に関する啓発や健康作りに寄与する。 ■内容 牛乳・乳製品を使用した料理4品を作る。 ■会場 北海道文教大学1号館1階調理室 ■時期 2024年11月10日（日） ■対象 会員・一般 ■回数 1回 28名 ■協働機関 ホクレン農業協同組合連合会	■お米の料理講習会を予定
分野	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる									
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩									
2. 味噌づくり講習会		<table><tr><td>分野</td><td>食をとおして健康をつくる</td><td>食をとおして人と育む</td><td>食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	■目的 地産地消の普及啓発、味噌の効能を理解する。 ■内容 恵庭産大豆を使用しての味噌づくり。 ■会場 恵庭市民会館地下料理教室 ■時期 2025年1月30日（木） ■対象 会員・一般 ■回数 1回 12名 ■協働機関 なし	■継続実施
分野	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる									
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩									

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

ルーキーーズカンパニー

事業名		令和6年度取組み実績	令和7年度計画
1. 食の体験ランド		令和6年度取組み実績	
分野	食をとおして健康をつくる	食育体験を通じて地域産業でもある農業に触れて農家の実情や農作物への関心や理解を深め、日々食事で目にする食べ物への興味、感謝の気持ちを育む手助けになることを目指す。	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	6月定植体験 10月収穫体験	
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	清水農園食育体験ほ場	
	↑当てはまる目標に○	6月と10月	
		■目的 食育体験は文教大学生 収穫体験は地元恵庭市の子供たち	
		■会場 定植体験は 年1回 定植体験は15名 収穫体験は20名弱	
		■対象・人数 恵庭市教育委員会、文教大学	
		■協働機関 恵庭市教育委員会、文教大学	
		■継続実施	

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

恵庭商工会議所

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
1. 地場産品を活用した地域貢献		■ 目的 イベントでの地元産食材を活用した商品の販売をとおり、地元産食材を認知していただき、地元産食材を購入する方を増やしたい ※地元産食材⇒えびすかぼちゃ えにわん産業祭などでの、地元産食材を活用した商品の販売はなふるほか 9月頃		■ 昨年度と同様に実施するほか、えびすかぼちゃのペーストや餡の販売により、域内で様々なえびすかぼちゃを活用した商品が出来るよう尽力したい
↑当てはまる目標に○		■ 内容 会場 時期 対象 回数・人数 計1日間 協働機関		
分野		1 食をとおして健康をつくる		
目標		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

北海道文教大学

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画																																										
1. 食育教室		■ 目的 地域の高等教育機関として、子どもやその保護者が作る楽しさを共に体験し、食を通じた子どもたちの健全育成をねらいとしている。“食事作りや準備に関わる”“食事を味わって食べる”“一緒に食べたい人がある”を目標に国が示している「楽しく食べる子ども」を目指す。 ■ 内容 また、リズム学園の放課後スクールONE STEPの学童保育に通う恵庭市内の小学生を対象に「ミニ食育教室」を行った（計10回）。実施内容のパネル学内の食育ボランティア同好会の協力を得て開催した。（オーブンキヤを作成、実施レシビと共に食育の普及・啓発に活用した。（オーブンキヤンパス展示、大学祭展示、恵庭市食育推進展示等に活用） ■ 会場 北海道文教大学（食育教室）・恵庭幼稚園（ミニ食育教室） ■ 「食育教室」時期・対象・回数 <table><tr><th>回数</th><th>月/日</th><th>対象</th><th colspan="2">人数</th><th>ボランティア</th></tr><tr><td>1</td><td>7/7</td><td>小学生4・5・6年生</td><td>子</td><td>親</td><td>16</td></tr><tr><td>2</td><td>8/31</td><td>小学生1・2・3年生と保護者</td><td>15</td><td>14</td><td>7</td></tr><tr><td>3</td><td>9/29</td><td>小学生4・5・6年生</td><td>25</td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>4</td><td>11/17</td><td>幼児（5・6歳）と保護者</td><td>14</td><td>14</td><td>11</td></tr><tr><td>5</td><td>12/21</td><td>小学生1・2・3年生と保護者</td><td>12</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td colspan="3">総計</td><td>91</td><td>40</td><td>62</td></tr></table>		回数	月/日	対象	人数		ボランティア	1	7/7	小学生4・5・6年生	子	親	16	2	8/31	小学生1・2・3年生と保護者	15	14	7	3	9/29	小学生4・5・6年生	25		15	4	11/17	幼児（5・6歳）と保護者	14	14	11	5	12/21	小学生1・2・3年生と保護者	12	12	13	総計			91	40	62	■ 食育教室は年6回、ミニ食育教室は年10回、対面での実施を予定している。
回数	月/日	対象	人数		ボランティア																																									
1	7/7	小学生4・5・6年生	子	親	16																																									
2	8/31	小学生1・2・3年生と保護者	15	14	7																																									
3	9/29	小学生4・5・6年生	25		15																																									
4	11/17	幼児（5・6歳）と保護者	14	14	11																																									
5	12/21	小学生1・2・3年生と保護者	12	12	13																																									
総計			91	40	62																																									
2. 食育教材の制作と活用及び提供		■ 目的 道民への栄養・食生活に関する普及・啓発 ■ 内容 健康栄養学科3年生が栄養教育論実習で道民を対象とする栄養・食生活に関する教材の作成（卓上POP：テーマ「栄養成分表示の使い方」）を行い、道へ提出した。教材は、道から企業・団体へと情報発信された。 ■ 時期 1月 ■ 対象 道民 ■ 協働機関 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課		■ 前年度と同様に提出予定																																										

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

北海道文教大学

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
3. 北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト		食育アイドルは、アイドルという親しみやすい存在を通して、老若男女はもちろん、特に若い世代に食育を身近に感じてもらうことを目的としています。食に関する知識を楽しむ字び、実践につなげることを目指しています。食育に関するメッセージは、オリジナルソングや歌や歌の間に食育講話を行うスタイルで地域の祭りやイベントで食育の普及を積極的に行っています。さらに、SNSや動画配信で食に関する情報やライブでの講話内容を発信することで、より多くの方に食育への関心を持ってもらえよう努めている。食品ロス削減運動として、ポスターのイメージキャラクターにもなり、イベントで食品ロスについての講話、それにかかわる楽曲の配信も行っている。 ■ 会場 はなふる・恵庭グリーンベルト・島松神社、恵庭市ごみ処理場などの恵庭市、近郊 ■ 時期 主な活動時期6月～11月（イベント開催時期） ■ 対象 恵庭市民、イベント参加者 ■ 出演イベント ガーデンフェスタ・えにふえす・三四会・えにわん産業祭・島松神社例大祭・島松ハロウィン祭り・まちづくりチャレンジ協同事業みんなと一緒に考えよう！「恵庭のごみ」～ごみ分別とフードロス～・食品ロス削減推進啓発ポスターイメージキャラクターなど ■ 協働機関 FM e-niwa、ガーデンシティ恵庭、三四会、島松町内会、恵庭商工会議所青年部、市民団体 チームSou、恵庭市廃棄物管理課		■ イベント時期のステージ出演により食育講話等で食育の普及を行う。Youtubeによる食育動画・食をモチーフとした楽曲MVの配信などを予定。
4. 小学生を対象とした管理栄養士職業体験の企画		■ 目的 小学生を対象とした管理栄養士職業体験の企画 ■ 内容 ・子供を対象とした職業体験施設(キッズシアターなど)が人気を博している ■ 会場 ・管理栄養士の職業体験を通じて、食や体を作る栄養素への興味関心を引出し、健康づくりにつなげる ■ 時期 ■ 対象 ■ 回数・人数 ■ 協働機関		■ 小学生を対象とした管理栄養士職業体験の企画 ・子供を対象とした職業体験施設(キッズシアターなど)が人気を博している ・管理栄養士の職業体験を通じて、食や体を作る栄養素への興味関心を引出し、健康づくりにつなげる

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

学校法人リズム学園 恵庭幼稚園

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画																
1. 幼稚園給食		■目的 日本文化である和食に幼少期から触れるとともに、幼児およびその保護者に食に対する関心を高め、食の大切さを学ぶ ■内容 給食 ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 通年 ■対象 乳児・幼児 ■回数・人数 年間約100食、約200名 ■協働機関 島田農園、 こころべーカリースマイル ↑当てはまる目標に○ <table><tr><td>分野</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>食をとおして健康をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして人と育む</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして地域をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	分野	1	2	3	食をとおして健康をつくる	○	○	○	食をとおして人と育む	○	○	○	食をとおして地域をつくる	○	○	○	■継続実施 ・和食の意味や意義なども食事・食育の中で触れていく ・北海道産食材の他に、地元恵庭市で作られた米やパンを食すること、より食への関心を高める ・調味料も北海道産のものや身体に良い物を出来るだけ使用し
分野	1	2	3																
食をとおして健康をつくる	○	○	○																
食をとおして人と育む	○	○	○																
食をとおして地域をつくる	○	○	○																
2. 畑の活動		■目的 身近にある食を園生活に取り入れることにより、食と生活を結びつけ将来にわたって食に関心を持ち、関わる心を育む ■内容 畑、水田、調理 ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 春、夏、秋 ■対象 幼児 ■回数・人数 約200名 ■協働機関 島田農園 ↑当てはまる目標に○ <table><tr><td>分野</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>食をとおして健康をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして人と育む</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして地域をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	分野	1	2	3	食をとおして健康をつくる	○	○	○	食をとおして人と育む	○	○	○	食をとおして地域をつくる	○	○	○	■継続実施 ・野菜作り、米作りを身近で体験することにより、生産者への感謝の気持ちや食材の大切さについて考える ・保存食を積極的に作ることで、より生活に密着させた活動を展開する
分野	1	2	3																
食をとおして健康をつくる	○	○	○																
食をとおして人と育む	○	○	○																
食をとおして地域をつくる	○	○	○																
3. 家畜の飼育		■目的 動物を飼育し、その肉を食することで命の大切さを学ぶと共に命と食の関係をについても学びを深める ■内容 豚の飼育（食肉）、鶏（鶏卵）の飼育 ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 豚：9月～11月 鶏：通年 ■対象 幼児 ■回数・人数 約200名 ■協働機関 JA道央、北海道畜産公社、阿部精肉店 ↑当てはまる目標に○ <table><tr><td>分野</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>食をとおして健康をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして人と育む</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食をとおして地域をつくる</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	分野	1	2	3	食をとおして健康をつくる	○	○	○	食をとおして人と育む	○	○	○	食をとおして地域をつくる	○	○	○	■継続実施 ・命と食の関係についての学びを深める ・食物への感謝の気持ちを育む
分野	1	2	3																
食をとおして健康をつくる	○	○	○																
食をとおして人と育む	○	○	○																
食をとおして地域をつくる	○	○	○																

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

学校法人リズム学園 恵庭幼稚園

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画
4. 食事のマナー		■目的 食事という同じ時間と環境を共有するもの同士が気持ちよく過ごすためにはどうしたら良いのかを考える ■内容 食事のマナー ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 4月、6月 ■対象 幼児 ■回数・人数 2回 約120名 ■協働機関	■継続実施 ・年度はじめと年度おわりの様子を撮影し、振り返りの機会を作る
5. クッキング		■目的 調理を通して、食と生活の結びつきを感じることができると調理に関わる人や食材に感謝の気持ちを持つことができる ■内容 クッキング ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 通年 ■対象 幼児 ■回数・人数 協働機関 ■協働機関	■継続実施 ・畑の食材や自分達で購入した食材を使用しより食材への関心を高める。
6. 食べ物が持つ力		■目的 食べ物が持つ力を知ることにより、自ら選択して身体に良いもの・ことを取り入れられるようにする ■内容 食べ物が持つ力（3食食品群、栄養素、朝食の効果 等） ■会場 恵庭幼稚園 ■時期 不定期 ■対象 幼児 ■回数・人数 年数回 ■協働機関 ■協働機関	■継続実施

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

恵庭市教頭会

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
1. 食の指導		目的 自らの生活や今後の成長、将来の生活と食生活の関係について考え、望ましい食習慣を形成するために判断し、行動する力に付ける。 食に関する指導の全体計画に基づく指導 各学校 通年 全学年・全児童生徒 各学年1回 回数・人数 協働機関		■昨年度の指導を継続して行う
2. 給食指導		目的 使用している恵庭産食材や調理の様子を知り、食への関心を高める。 ①給食だより（教室用）の「一口メモ」を活用し指導 ②給食指導資料を給食時間に学級配付 各学校 通年 全学年・全児童生徒 通年 学校給食センター 回数・人数 協働機関		■昨年度の指導を継続して行う
3. ふるさと教育		目的 ふるさと教育に係る全体計画に基づく指導 各学校 通年 全学年・全児童生徒（学校により対象を限定している場合あり） 回数・人数 協働機関		■昨年度の指導を継続して行う

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

恵庭市教頭会

事業名			令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
4. 食育だより			■ 目的 学校行事や食の指導の月目標に沿って食育だよりを発行し、児童生徒自身や家庭に対する食の情報発信する。 食に関する指導の指導項目・指導目標に基づく食育だよりの発行 ■ 内容 ■ 会場 ■ 時期 ■ 対象 ■ 回数・人数 ■ 協働機関		■ 昨年度の指導を継続して行う
↑当てはまる目標に○					
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる		
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

栄養教諭部会

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
1. 給食指導		目的 望ましい食習慣を身につける 内容 給食時間における食に関する指導（個別指導含む） 会場 各小中学校教室 時期 通年 対象 小中学校児童・生徒 回数・人数 協働機関		■ 前年度と同様に実施予定
2. 食育通信等の発行		目的 食に関する情報提供及び家庭への啓蒙 内容 食育通信等の発行 会場 通年 時期 小中学校児童生徒及び保護者 対象 回数・人数 協働機関		■ 前年度と同様に実施予定
3. 食に関する指導		目的 望ましい食習慣を身につける 小中一貫を見据え、9年間で育てたい子どもの姿を共有する 内容 担任教諭と栄養教諭が連携した食に関する指導 会場 各小中学校教室 時期 通年 対象 小中学校児童・生徒 回数・人数 協働機関		■ 前年度と同様に実施予定

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

栄養教諭部会

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画								
4 学校給食・食生活に関する調査	<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■ 目的 児童生徒の実態把握 ■ 内容 学校給食や食生活に関するアンケート調査の実施 ■ 会場 ■ 時期 ■ 対象 小学生5・6年生、中学生1・2年生 ■ 回数・人数 年1回 ■ 協働機関	■ 前年度と同様に実施予定
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								
5 学校掲示板の活用	<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■ 目的 望ましい食習慣を身につける ■ 内容 学校廊下掲示板等を活用した食育資料の掲示 ■ 会場 各小中学校 ■ 時期 通年 ■ 対象 小中学校児童・生徒 ■ 回数・人数 ■ 協働機関	■ 前年度と同様に実施予定
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名		令和6年度取り組み実績				令和7年度計画
1、子どもの生活・学習支援事業						■季節の野菜や行事食も取り入れ、食に興味をもてるメニューにする。 道産食材も積極的に取り入れていく。 ■地域の大人と子どもが食を通じてコミュニケーションを図れるよう、一緒に配膳・洗い物・食事作りに関わる機会をつくる。 ■HAL GREEN様よりカレーで使用する食材を中心に野菜を月1回提供して頂いている。 ■多世代の交流や子どもも事業との相乗効果がうまれており、月の1回ではあるが、顔を合わせてやり取りをすることを心がけていく。
■目的：片親家庭や生活困窮世帯の子どもを中心とした、生活・学習・食事の場の提供 ■内容：教員経験者などが学習を支援し、地域のボランティアの方を中心に会場で食事を作り、みんなで食事をとにもにする。配膳等各自が行う。 ■会場：かしわのもり、島松憩の家 ■時期：通年 ■対象：概ね小学4年生～中学1年生の児童（柏小学校/恵庭中・島松小学校/恵明中） ■回数・人数：毎週木曜日（子ども18名程度、支援者5名） 柏 ：毎週火曜日（子ども18名程度、支援者6名） 島松 ■協働機関：えにわっこ応援センター						
↑当てはまる目標に○						
2、地域・子ども食堂						■多世代の交流や子どもも事業との相乗効果がうまれており、月の1回ではあるが、顔を合わせてやり取りをすることを心がけていく。
■目的：子どもの孤食や共働き家庭への支援 ■内容：地域の方との関わりを通じて、子どもも大人も安心できる居場所づくり：月に1度ボランティアスタッフが中心となりカレーライスを提供 ：本来は「みんなで食事を囲み、読み聞かせを行う地域の方との交流の場や親同士の交流の場」を目指し、テイクアウトの対応から 室内飲食も再開。 ■会場：もりのいえ（ファミリー・サポート・センター事務局1階） ■時期：通年 ■対象：乳幼児～大人（保護者、地域の方） ■回数・人数：毎月第3水曜日、130名程度 ■協働機関：市内農家（食材提供）、株式会社HAL GREEN様						
↑当てはまる目標に○						
3、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業						■講習は6月・10月の年2回開催。子どもの食育やアレルギーを学ぶ。
■目的：ファミリー・サポートの協力会員になるための講習 幼児の食に関わる知識を座学を通じて学ぶ ■内容：食育（栄養・歯の健康）についてを学ぶ座学の実施。 ■会場：6月・10月 ■時期：恵庭市ファミリー・サポート・センター会員 ■対象：回数・人数：2回、12名 ■協働機関：保健福祉部保健課、子ども未来部子育て支援課						
↑当てはまる目標に○						

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画								
4、 恵庭市地域活動支援センター事業		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして 健康をつくる</td><td>2 食をとおして 人と育む</td><td>3 食をとおして地 域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして 健康をつくる	2 食をとおして 人と育む	3 食をとおして地 域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■調理レクは関心も高く、普段は来ない利用者や他の事業者、地域に住む方（子ども含め）が交流し安心できる場としていく。 ■困窮者の食の相談が関係機関から多く寄せられ、ミニフードバンクを実施し、相談者の対応にあたる。食べることと事体への課題を抱える方への対応も行う。
分野	1 食をとおして 健康をつくる	2 食をとおして 人と育む	3 食をとおして地 域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

地域FM放送e-niwa（いーにわ）

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
1、FM「e-niwa」でのPR放送		目的 食育に関心を持つ市民を増やすため、食育に関する情報発信を実施 内容 毎月食育の日（19日）に併せた情報発信情報番組内で5分程度 時期 毎月19日前の木曜日 13:40～ 対象 一般市民 年間12回 保健課	継続実施	
↑当てはまる目標に○				
2、FM「e-niwa」でのPR放送		目的 食育に関心を持つ市民を増やすため、食育に関する情報発信を実施 内容 幼稚園、小学校、中学校の当日の給食を紹介 時期 学校の休日（夏休み・冬休みなど）を除く月曜～金曜 対象 一般市民 回数・人数 年間180回程度 協働機関 恵庭市学校給食センター／すみれ保育園	継続実施	
↑当てはまる目標に○				
3、FM「e-niwa」でのPR放送 ほか		目的 地元の音楽ユニット「Dual March」が作詞作曲した「食べて恵庭の野菜」をラジオでのONAIRやスーパーマーケットでの使用、小学校の給食時間を利用した校内放送によって、地産地消に貢献および情報発信 内容 ラジオでは適宜放送中。その他Youtubeで配信中、小学校では放送校あり、スーパーではリピート再生使用店あり 時期 通年 対象 一般市民 協働機関 市内スーパーマーケットおよび直売所数件／恵庭市教育委員会	継続実施	
↑当てはまる目標に○				

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

恵庭市老人クラブ連合会

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画
1、基礎を学び、利用して料理してみよう！ (男性会員の料理教室)		■目的：諸事情により中止 ■内容 ■会場 ■時期 ■対象 ■回数・人数 ■協働機関	■目的：食を通して男性会員の自立を促す。フレイイル予防。 ■内容：料理教室 ■会場：市民会館調理室 ■時期：未定 ■対象：男性会員 ■回数・人数：2回

分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

↑当てはまる目標に○

食育推進事業取り組み状況

教育部 社会教育課

機関・団体名

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
1. えにわ大好き！食の体験ランド		■目的 現代的課題の一つである食育において第3次恵庭市食育推進計画に基づき、調理体験や収穫体験、ワークショップによるグループ協議を通して、食や人のつながりの大切さについて考える。 ■内容 【事業概要】 行政(教育委員会)・高等教育機関(北海道文教大学)、農業青年団体(ルーキーズカンパニー)との協働事業として実施。テーマ食材を決め、大学での調理体験、ワークショップや、畑での収穫体験を行い、生産者と消費者とのつながりや、地産地消について学習し、食についての理解を深める。 【プログラム内容】 じゃがいもを題材に、北海道文教大学学生による食育クイズ、実験を実施後、調理体験と食事を行った。食事後は、バスでルーキーズカンパニーメンバーの農場へ移動し、じゃがいもとかぼちゃの収穫体験、トラクターの試乗体験を行った。 ■会場 北海道文教大学、しみずファーム ■時期 9月29日(日) ■対象 小学校4～6年生 ■回数・人数 25人 ■協働機関 北海道文教大学、ルーキーズカンパニー		■前年度と同様に実施予定
2. 親子ふれあい教室		■目的 子どもたちに創作や遊びの技術を学ばせるとともに、作業を通して親子が触れ合う機会とする。 ■内容 ①「親子でクッキング」 ピザづくりを行なった。 ②「クリスマスケーキづくり」 講師のレシピを基にスポンジ作り、生クリーム作り、デコレーションの仕方を学んだ。 ■会場 島松公民館調理室 ■時期 ①5月11日、② 12月7日 ■対象 小中学生 ■回数・人数 ①保護者7名、子ども8名 ②保護者8名、小学生9名 ■協働機関 講師：①②市民講座・料理教室担当講師		■前年度と同様に実施予定

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

教育部 社会教育課

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
3. 日曜趣味講座		■目的 平日の講座に参加できない市民に参加の機会をつくり、関心の高い「食」関連の事業を開催し、気軽に受講する。		■前年度と同様に実施予定
分野		■内容		
目標		①「コーヒー焙煎講座」…講師によるコーヒーに関わる講話及び参加者によるコーヒーの生豆を焙煎・ドリップを行った。 ②男の料理教室…講師のレシピを元に、男性でも簡単なおいしい料理が作れることを体験した。 ③そば打ち基礎講座…講師が資料をもとに、活動の手順や講師の配置について説明し、その後、講師の指導を受けながら参加者が手打ちそばの打ち方を学んだ。		
↑当てはまる目標に○		■会場 島松公民館調理室 ■時期 ①10月6日、②9月28日、③10月27日 ■対象 恵庭市民 ■回数・人数 ①11名、②7名、③大人5名、小学生1名 ■協働機関 ①(NPO)法人「一杯のコーヒーから地球が見える」公認インストラクター) ②市民講座、料理教室担当講師 ③恵庭手打ちそば		

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

教育部学校給食センター

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
1. 学校給食の実施				■前年度と同様に実施 ■対象 小学校：3,812食/日 中学校：1,998食/日 ※R7.6月現在 ■提供日数 176日から194日/年
分野		食をとおして健康をつくる		
目標		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
2. 食指導(小学校)				■目的 心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することで、健康の増進と体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てる。 ■内容 学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用し、栄養バランスのとれた食事内容の体験を通して学ばせるとともに、家庭との連携により家庭における食の指導の充実を図った。 ■時期 通年 ■対象 小学校：734,000食、中学校：374,990食 ※教職員含む ■提供日数 173日から193日/年 ■協働機関 (一財)恵庭市学校給食協会
分野		食をとおして健康をつくる		
目標		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		■前年度と同様に実施予定
3. 食指導(中学校)				■目的 生徒が望ましい食生活の基本と食習慣を身につけ、食事を通して自らの健康管理能力を育成させるよう指導を行う。 ■内容 各学校における「食に関する指導の全体計画」に基づき各教科及び特別活動や総合学習の時間にて食指導を行った。また、栄養調査と給食調査を隔年で実施したほか給食だよりの発行などを実施した。 ■会場 市内中学校 5校 ■時期 通年 ■対象 中学校5校全生徒 ■回数・人数 各クラス1時間 ■協働機関 各中学校
分野		食をとおして健康をつくる		
目標		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩		
↑当てはまる目標に○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		■前年度と同様に実施予定

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

教育部学校給食センター

事業名		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
4. 給食試食会		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
分野	食をとおして健康をつくる	1	2	目的 保護者に学校給食を理解してもらうことを目的に実施。 食についての問題や給食の実態、疑問、要望等の話し合いの場とする。 市内小中学校 通年 小・中学校の保護者 小学校: 730食 6校実施 中学校: 74食 3校実施 市内小中学校
	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○		○	○	■前年度と同様に実施予定
5. 食物アレルギー対応		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
分野	食をとおして健康をつくる	1	2	目的 学校、保護者と連携を密にし、給食による食物アレルギーの事故防止とみんなで給食をたべる楽しさを共有する。 対象者を把握し、代替食の提供及びアレルギー対応連絡表の配布を実施。 通年 361人(小学校: 220人、中学校: 141人) (一財)恵庭市学校給食協会
	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○		○	○	■前年度と同様に実施予定 ■牛乳代替及び牛乳停止数 小学校/129人 中学校/100人 ※R6.6月現在
6. 食育情報の発行		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
分野	食をとおして健康をつくる	1	2	目的 食育の推進を図るため、食に関するテーマのもと毎月家庭に情報の提供を行う。 給食だよりの献立の裏面を活用し、「しょくいく」情報を発行。 通年 小学校全児童、中学校全生徒及び保護者 毎月1回
	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○		○	○	■前年度と同様に実施予定
7. 料理教室		令和6年度取組み実績		令和7年度計画
分野	食をとおして健康をつくる	1	2	目的 食育の推進を図るため、子どもを対象とした事業を実施し、食への関心を高める。 北海道文教大学、(一財)恵庭市学校給食協会と共催し「クリスマス料理に挑戦しよう!」をテーマに料理教室を開催。 北海道文教大学 令和6年12月21日(土)10時～ 小学1年生～3年生・保護者 児童・保護者12組24人 北海道文教大学、(一財)恵庭市学校給食協会
	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○		○	○	■前年度と同様に実施予定

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

教育部学校給食センター

事業名				令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
8. 食育推進展示				学校給食による、小学校・中学校での食指導や恵庭産野菜を活用した献立を紹介し食育の推進を図る。		■前年度と同様に実施予定
分野	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる	学校給食のパネル展示や、「給食だより」により食育情報を提供した。		
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	令和6年5月31日(金)～6月13日(木) えにあす1階廊下 令和6年6月18日(火)～7月12日(金) 図書館本館1階 令和6年7月20日(土) 市民会館2階 令和6年11月18日(金) えにあす2階会議室8		
↑当てはまる目標に○						
				恵庭市市民及び恵庭市来訪者		
				保健課ほか		
				対象		
				協働機関		

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

子ども未来部 子ども政策課

事業名		令和6年度取り組み実績				令和7年度計画
1. 子育てセミナー		■ 目的 子育て世代を対象に、食や栄養、むし歯予防に関する知識や情報の提供を行うことで、家庭での食育の大切さや口腔機能維持向上について考える機会とする ■ 内容 食育講座 ■ 会場 ① 子育て支援センターはくよう ② 子育て支援センターえにわ ■ 時期 6月 ■ 対象 子育て世代の市民 ■ 回数・人数 ① 親子10組（大人10人、子ども9人） ② 親子9組（大人9人、子ども11人） ■ 協働機関 保健課				
分野	食をとおして健康をつくる	1	2	3		
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	○	○	○		
↑ 当てはまる目標に○						

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

子ども未来部えにわっこ応援センター

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画								
1. 妊婦教室		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩								
2. 育児教室		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩								
3. 乳幼児の栄養相談		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる								
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩								

食育推進事業取組み状況

機関・団体名

子ども未来部すみれ保育園

事業名		令和6年度取組み実績	令和7年度計画
1. 保育所給食		目的 子どもの健やかな発育・発達をめざし、同時に子どもの食事、食生活を支援していく	継続実施
2. 菜園活動・収穫体験		目的 自らの体験や感覚を通して、自然の恵みや育てた人への感謝の気持ち、命を大切にすることを育む。	継続実施
3. クッキング保育		目的 自ら料理をすることで、食への興味を引き出し、作ること・食べることの楽しさを伝える	継続実施

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

子ども未来部すみれ保育園

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画
4. 季節の食材や食文化を通じた食育活動		■目的 食を通して季節感や伝統的な食文化を伝える	■継続実施
分野		日々の給食や保育活動の中で伝統的な行事や季節の食べ物に関する食育活動の実施（焼き芋会、餅つき会、ひなまつり会、七草粥等）	
目標		保育園	
○		通年	
○		保育園児	
○		回数・人数 8回 77名	
○		協働機関 なし	
↑当てはまる目標に○			
5. 地産地消の実施		■目的 安心安全な給食の実施。 園児が地元農作物を利用したメニューに親しんでもらう機会とする。	■継続実施
分野		地域で収穫された農作物等を給食に取り入れる。 献立表、食育日より、園展示等で園児、保護者に伝える。	
目標		保育園	
○		5～11月（米は通年）	
○		園児・保護者	
○		回数・人数	
○		協働機関 恵庭農畜産物直売所かなのな、JA道央、コープさっぽろ恵み野店	
↑当てはまる目標に○			
6. 食育日より、保育園給食レシピの配布		■目的 食に関する情報の提供	■継続実施
分野		保育園保護者または、市民に対して食に関する情報を掲載した「食育だより」と保育園給食レシピの配布（配信）を行う。	
目標		通年	
○		保育園保護者、市民	
○		回数・人数 12回	
○		協働機関 恵庭市内保育園・認定こども園	
↑当てはまる目標に○			

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

子ども未来部すみれ保育園

事業名		令和6年度取り組み実績	令和7年度計画																
7. 給食・食育会議の実施		<table><tr><td>分野</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>食をとおして健康をつくる</td><td>食をとおして人と育む</td><td>食をとおして地域をつくる</td><td></td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1	2	3	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる		目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○	○	○	■継続実施
分野	1	2	3																
食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる																	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩																	
	○	○	○																
8. 非常食の試食		<table><tr><td>分野</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>食をとおして健康をつくる</td><td>食をとおして人と育む</td><td>食をとおして地域をつくる</td><td></td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○	分野	1	2	3	食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる		目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○	○	○	■継続実施
分野	1	2	3																
食をとおして健康をつくる	食をとおして人と育む	食をとおして地域をつくる																	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩																	
	○	○	○																

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画
1. 食品ロス削減推進ポスターの作成及び掲示		市内教育機関と協働し、食品ロスの削減を推進する。		令和7年度はポスター作成予定なし。令和6年度に作成したポスターの掲示は継続している。
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○				
2. ポスターメイキング・インタビュー動画の作成及び公開		北海道文教大学食育アイドルプロジェクト（えにわっ娘、IX-ALICE） 市内教育機関と協働し、食品ロスの削減を推進する。		
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○				令和7年度は動画作成予定なし。令和6年度に作成した動画の公開は継続している。
3. 食品ロス削減啓発楽曲MVの撮影場所の提供		北海道文教大学食育アイドルプロジェクト（えにわっ娘、IX-ALICE） 市内教育機関と協働し、食品ロスの削減を推進する。		
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○				
4. ガーデンティエイえにわFOODBAGの作成及び配布		北海道文教大学食育アイドルプロジェクト（IX-ALICE） 市内教育機関と協働し、食品ロスの削減を推進する。		
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	継続実施
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
↑当てはまる目標に○				
内容		ガーデンティエイえにわFOODBAG（食べ残り商品持帰り容器）の作成および希望した飲食店へ配布		
会場	市内飲食店			
時期	令和6年10月～			
対象				
回数・人数	市内飲食店			
協働機関	市内飲食店			

食育推進事業取り組み状況

機関・団体名

保健福祉部保健課（恵庭市保健センター）

事業名		令和6年度取り組み実績		令和7年度計画									
1. 食育講座		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○		分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■目的 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得する。歯科保健や家族の食について考える機会とする。 ■内容 管理栄養士・歯科衛生士講話、テーマに沿ったメニュー紹介等 ■会場 子育て支援センターはくよう、えにわ ■時期 6月 ■対象 子育て中の市民 ■回数・人数 2回、親子19組 ■協働機関 子育て支援センター	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる										
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
2. 食育講演会		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○		分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■目的 市民及び関係者が食育についての理解を深め、学ぶ機会とし、食育推進に取り組めるよう普及啓発を図る。 ■内容 テーマ「小中学生のためのスポーツ栄養～明日からできる！成長とパフォーマンスを支える食生活～」 講師：北海道文教大学人間科学部健康栄養学科 教授 小山 奈緒美 氏 ■会場 えにあす会議室8 ■時期 11/18(金)18：30～20：00 ■対象 市民 ■回数・人数 1回55名 ■協働機関	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる										
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
3. 食育推進展示（えにわの食育展）		<table><tr><td>分野</td><td>1 食をとおして健康をつくる</td><td>2 食をとおして人と育む</td><td>3 食をとおして地域をつくる</td></tr><tr><td>目標</td><td>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td>⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></tr></table> ↑当てはまる目標に○		分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる	目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	■目的 関係機関や団体での食育推進の取り組みを通じ、食に関する知識や情報を伝え、市民の食に対する関心を高める。 ■内容 食育の取り組みパネル展示、レシピ・パンフレット等配布 ■会場 えにあす、恵庭市立図書館 ■時期 6月、11月（食育講演会と同時開催） ■対象 市民 ■回数・人数 4回、延べ1,489名 ■協働機関 ルーキーズカンパニー、北海道文教大学、市内保育園・幼稚園・認定こども園、教育部学校給食センター、教育部社会教育課、経済部商工労働課	■継続実施
分野	1 食をとおして健康をつくる	2 食をとおして人と育む	3 食をとおして地域をつくる										
目標	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	⑧⑨⑩ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										

第4次恵庭市食育推進計画の変更点

第3次恵庭市食育推進計画 (平成30年度～令和6年度:7年間)	第4次恵庭市食育推進計画 (令和7年度～令和13年度:7年間)
基本理念 —	基本理念 食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす
基本方針 食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす	基本方針(P23) 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 2 持続可能な食を支える食育の推進
領 域 領域1 食をとおして健康をつくる 領域2 食をとおして人を育む 領域3 食をとおして地域をつくる	分 野(P24) 分野1 食をとおして健康をつくる 分野2 食をとおして人を育む 分野3 食をとおして地域をつくる
目 標 ①体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ②1日 350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④食事を味わってよく噛んで食べる人を増やす ⑤朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑥朝食を毎日食べる人を増やす ⑦早く寝る小学生増やす(21 時台までの就寝) ⑧「食育」に関心を持っている人を増やす ⑨地元産(道内産)食材を購入する人を増やす ⑩学校給食における恵庭産食材の活用を増やす	目 標(P26) ①体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ②1日 350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④ <u>ゆっくりよく噛んで食べる人を増やす</u> ⑤「食育」に関心を持っている人を増やす ⑥朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑦朝食を毎日食べる人を増やす ⑧地元産(道内産)食材を購入する人を増やす ⑨学校給食における恵庭産食材の活用を増やす ⑩ <u>食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やす(新規)</u>
個人・地域の取組 ・日頃から望ましい食生活を意識しよう ・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しよう ・ゆっくりよく噛んで食べよう ・家族で食卓を囲み共に食事を取ろう ・地域の中で食を通じたコミュニケーションを図ろう ・朝食を食べ健康的な生活リズムを身につけよう ・自分の食生活を振り返ろう ・地元産の食材を積極的に利用しよう ・食べきれる量だけ作ったり、注文したりしよう ・残さず食べよう	個人・地域の取組 ・日頃から望ましい食生活を意識しましょう ・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう ・ゆっくりよく噛んで食べましょう ・ <u>食育に関心を持ち、理解を深めましょう(P30)</u> ・家族や <u>仲間</u> と食卓を囲みましょう(P30) ・地域で食を通じたコミュニケーションを図りましょう ・朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう ・ <u>家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう(P33)</u> ・地元の食材を積極的に利用しましょう ・食べきれる量を作ったり、注文したりしましょう ・残さず食べましょう
関係団体・市の取組 ・妊産婦や乳幼児に対する基本的な食習慣形成のための栄養指導 ・生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進	関係団体・市の取組 ・妊産婦や乳幼児に対する <u>食育の推進(P27)</u> ・生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進 ・高齢者に関わる <u>食育の推進(P27)</u>

第3次恵庭市食育推進計画 (平成30年度～令和6年度:7年間)	第4次恵庭市食育推進計画 (令和7年度～令和13年度:7年間)
・高齢者に対する低栄養の予防等の栄養指導 ・8020 やカミング 30 等の歯科保健活動における食育推進 ・若者や高齢者へのコミュニケーションを通じた共食の推進 ・子どもの基本的な生活習慣形成の支援 ・多様な暮らしを意識した栄養指導の推進 ・若い世代に対する食に関する知識の普及啓発の推進 ・食育に関する理解の推進 ・地域の食文化を大切にした食育の推進 ・地産地消の推進 ・食べきりおよび食を大切にする意識の啓発	・8020 やカミング 30 等の歯科保健活動における食育の推進 ・食育に関する理解の推進 ・コミュニケーションを通じた共食の推進 ・子どもの基本的な生活習慣の形成 ・多様な暮らしに対応した食育の推進(P30) ・若い世代に関わる食育の推進(P30) ・地域の食文化を大切にした食育の推進 ・地産地消の推進 ・食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発(P33)

資料 3



第10回

12 食育を推進しよう



食育活動表彰

食育を推進する取組を募集します！

ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰し、さらに食育を広げていきます。

募集
締切

令和7年
8月29日 金
必着

ご応募お待ちしております！

表彰式

令和8年**6月6日** 土
第21回食育推進全国大会

会場

栃木県立宇都宮産業展示館
(マロニエプラザ 栃木県宇都宮市元今泉6-1-37)

応募内容 に関するお問い合わせ

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課
TEL. **03-6744-2230**
(平日 9:30~17:30 土日祝日除く)

応募書類の提出 に関するお問い合わせ

「第10回食育活動表彰運営事務局」(株式会社ステージ内)
TEL. **03-3554-5170**
(平日 9:30~17:30 土日祝日除く)
E-mail: syokuiku2025@stage.ac

詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください。

食育活動表彰

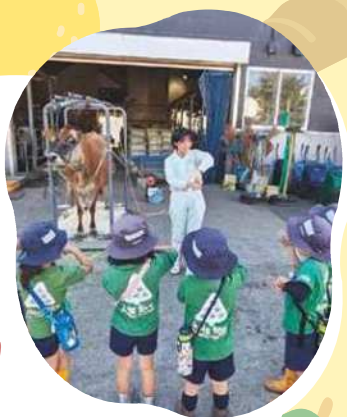


主催：農林水産省

後援：内閣府、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

農林水産省

食育に関する あらゆる取組が 対象です！



部門及び募集対象者

「ボランティア部門」(様式1)

- ① 食生活改善推進員の部
※都道府県及び政令指定都市の長による推薦
食生活改善推進員の方やその方々の団体
- ② 食育推進ボランティアの部
※自薦又は他薦(都道府県、政令指定都市及び大学等の長)
食育推進ボランティアとして活動している個人及び団体

「教育関係者・事業者部門」(様式2) <自薦又は他薦>

- ① 教育等関係者の部
教育・保育、介護その他の社会福祉、医療・保健に従事されている方、事業者、団体
- ② 農林漁業者等の部
農林漁業者(法人を含む)、農林漁業者を組合員とする協同組合、集落営農等農林漁業者グループ
- ③ 企業の部
食品製造・販売、その他の事業者

受賞

農林水産大臣賞 5点 / 消費・安全局長賞 10点程度 / 審査委員特別賞 5点程度

募集締切

令和7年 8月29日(金) 必着

推薦方法

推薦調書及び詳細は、農林水産省ホームページに掲載されます。
以下のホームページから専用の推薦調書をダウンロードしてご記入ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/10th/boshu.html>

(農林水産省ホームページ / 第10回食育活動表彰)



ダウンロードした推薦調書に必要事項を記入のうえ①または②にてお送りください。

① 第10回食育活動表彰運営事務局宛て電子メール(10MBまで)で送付

② CD-R等にて電子ファイルを郵送

電子メール syokuiku2025@stage.ac

郵送 〒108-0022 東京都港区海岸3-5-1
株式会社ステージ内「第10回食育活動表彰運営事務局」宛

審査方法

有識者等で構成される審査委員会において、応募関係書類により書面審査等を行い、受賞者を決定します。
※審査結果は、令和7年12月頃に推薦者の方を通じてご連絡申し上げます。
※受賞された方は、表彰式へのご参加(代表者1名分の往復旅費は農林水産省負担)をお願いします。

食育活動表彰実施要領

全部改正 平成 28 年 10 月 12 日付け 28 消安第 2727 号
一部改正 平成 29 年 9 月 25 日付け 29 消安第 3023 号
一部改正 令和 2 年 6 月 25 日付け 2 消安人第 45 号
一部改正 令和 3 年 4 月 7 日付け 3 消安人第 5 号
一部改正 令和 4 年 1 月 24 日付け 3 消安人第 223 号
一部改正 令和 6 年 6 月 4 日付け 6 消安人第 36 号

消費・安全局長通知

食育推進ボランティア表彰実施要領（平成 28 年 2 月 25 日付け 27 消安第 5515 号）を全部改正し、食育活動表彰実施要領を制定する。

第 1 目的

国民運動として食育を推進するためには、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育の推進に取り組む者（以下「食育関係者」という。）による当該取組が全国で幅広く行われることが重要である。

このため、食育関係者を対象として、その功績を称えるとともに、その取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開していくことを目的として表彰を行う。

第 2 実施主体

表彰は、食育活動表彰運営事務局（以下「事務局」という。）の協力を得て、農林水産省が主催する。

第 3 表彰の部門及び対象者

表彰は、次に掲げる部門ごとに、当該各号に掲げる者を対象として行う。

(1) ボランティア部門 次のいずれかに該当する者

① 食生活改善推進員（食生活改善推進員の活動について（平成 7 年 6 月 19 日付け健康医発第 51 号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）の食生活改善推進員をいう。以下同じ。）及び食生活改善推進員で構成される団体（市区町村を単位とするものを含む。）

② ボランティアとして活動している個人又は団体（前号に該当する者を除く。以下「ボランティア団体等」という。）

なお、本部門の対象となる大学（短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専門学校（以下「大学等」という。）の学生又は大学等の学生を主体とする団体のボランティア活動は、授業等の単位とならない活動とする。

(2) 教育関係者・事業者部門 次のいずれかに該当する者

① 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体

② 農林漁業者（法人を含む。）、農林漁業者を組合員とする協同組合及び集落営農等農林漁業者グループ

③ 食品製造・販売その他の事業活動に従事する者（前号に該当する者を除く。）

第 4 表彰の対象活動

表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであって、概ね 3 年以上の期間（新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあっては、1 年を超える期間）にわたり行われているものを対象として行う。

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動

(2) 持続可能な食を支える食育を推進する活動

(3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動

(4) その他食育を推進する活動

第5 表彰の応募

1 応募の方法

推薦（第3の(1)の②に掲げるボランティア団体等及び(2)に掲げる教育関係者・事業者部門にあっては、自薦を含む。）によるものとし、推薦の手続については大臣官房参事官（兼消費・安全局）（以下「参事官」という。）が別に定めるところによるものとする。

2 応募の時期

事務局が別に定める日とする。

第6 審査委員会

1 消費・安全局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる者から構成される審査委員会を開催する。

- (1) 食生活改善に知見のある者
- (2) 教育等関係機関が行う食育に知見のある者
- (3) 農林水産業及び教育に知見のある者
- (4) 企業が行う食育に知見のある者
- (5) デジタル化に対応した食育に知見のある者

2 審査委員会の委員は局長が委嘱することとし、委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選により選任する。

3 審査委員会は、事務局が取りまとめた応募書類及び添付書類について、別紙審査基準に基づき、厳正な審査を行い、受賞候補者を選定する。

4 委員長は、受賞候補者を選定したときは、局長に報告する。

第7 表彰を受ける者の決定

局長は、第6の4の規定により委員長が報告した受賞候補者の中から、食育を推進する取組の実態を確認した上で、表彰を受ける者を決定する。

第8 表彰者

表彰は、農林水産大臣、局長及び委員長が行う。

第9 表彰の件数

1 第3に掲げる各部門の各号ごとに、特に優れた取組に農林水産大臣賞1点以内、優れた取組に局長賞2点以内を授与する。

2 1のほか、審査委員会が特に必要と認めた場合に限り、第3に掲げる各部門各号の区分にかかわらず、優れた取組に局長賞5点以内を授与することができる。

3 審査委員会が必要と認めた場合に限り、第3に掲げる各部門各号の区分にかかわらず、特色ある取組に審査委員特別賞5点以内を授与することができる。

第10 表彰の回数

表彰は、毎年度1回行うものとする。

第11 表彰の対象となる取組の内容のとりまとめ

消費・安全局消費者行政・食育課（以下「担当課」という。）は、受賞者が食育を推進する取組を実践するに至った経緯、当該取組の概要及びその効果を取りまとめるものとする。

第12 庶務

この表彰に係る庶務は、担当課が事務局と協力して行う。

第13 その他

この要領に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、参事官が別に定めるものとする。

審査基準

審査項目		審査の視点
先進性	食育の推進に資する新しい活動であること。	参加者の関心を高め、新規参加者やリピーターの増加につながる活動であるか。
継続性	計画的かつ定期的に実施されている活動であって、継続性が見込まれるもの。	- 年間に一定回数以上の取組が行われているか。 - 今後の取組の展開方向について、具体的計画があるか。
有効性	活動の対象者の特性(年代、ライフステージ等)に応じた活動であること。	- 年代やライフステージに応じた取組であり、取組対象者にとってわかりやすいテキストや内容となっているか。 - 効果的な取組となるように工夫(時間や場所等の参加しやすさ、関心分野を考慮した取組内容、オンラインの活用等)されているか。
波及性	波及効果が大きいと見込まれる活動であること。	- 取組対象が、組織内だけに限定されず、開かれた活動であるか。 - 波及効果が見込まれる広範囲な情報発信を行っているか。
実践性	単なる周知・啓発にとどまらず、活動の対象者の行動につながる実践的な活動であること。	活動の重点テーマが(1)～(4)のいずれか又は複数に該当し、対象の行動につながるものであるか。 (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動 (2)持続可能な食を支える食育を推進する活動 (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動 (4)その他食育を推進する活動

食育活動表彰手続等について

	平成28年10月13日付け	28消安第2745号
一部改正	令和2年6月25日付け	2 消安第1481号
一部改正	令和3年4月12日付け	3 消安人第7号
一部改正	令和3年5月24日付け	3 消安人第47号
一部改正	令和4年4月19日付け	4 消安人第11号
一部改正	令和5年5月17日付け	5 消安人第27号
一部改正	令和6年6月4日付け	6 消安人第37号

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

消費・安全局消費者行政・食育課長通知

食育活動表彰実施要領（平成28年10月12日付け28消安第2727号消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）第5の1及び第13の規定に基づき、表彰の実施に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

記

1 推薦対象

実施要領第3（1）及び（2）に掲げる者とする。ただし、教育関係者・事業者部門にあつては、同年度中にボランティア部門の表彰を受けるべき者として推薦されている者を除くこととする。

2 推薦の方法

（1）実施要領第3（1）ボランティア部門関係

① 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長（以下「指定都市の長」という。）は、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）からの推薦依頼に基づき、推薦調書（様式1）により、ボランティア部門の表彰を受けるべき者の推薦を行うこととする。

なお、実施要領第3の（1）の②に掲げるボランティアとして活動している個人又は団体について、自薦での応募も可とする。この場合においても、ボランティア団体等は、推薦調書（様式1）により応募することとする。

② 都道府県及び指定都市の長は、推薦に当たり確認書（別紙1又は別紙2）を添付することとする。

大学（短期大学を含む。）、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）の学生又は大学等の学生を主体とする団体が、食育推進ボランティアの部に応募する場合、当該学生又は団体を推薦する者は、自薦・他薦を問わず、大学等の長の確認書（別紙3）を添付することとする。

（2）実施要領第3（2）教育関係者・事業者部門関係

① 教育関係者・事業者部門の表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書（様式2）により応募することとする。

② 大学等の学生又は大学等の学生を主体とする団体が、教育等関係者の部に応募する場合、当該学生又は団体を推薦する者は、自薦・他薦を問わず、大学等

の長の確認書（別紙４）を添付することとする。

（３）共通事項

- ① 推薦に際しては、実施要領第３に掲げる部門ごとの推薦調書（様式１又は様式２）に食育活動の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に記載することとする。
- ② 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する１者（以下「代表者」という。）を推薦することとし、代表者が推薦の対象となる実施要領第３に掲げる部門に応募することとする。
- ③ 推薦する活動については、各省庁の法令や計画等と齟齬がないものであることとする。
- ④ 過去に本表彰において受賞歴がある場合、受賞時と類似の活動内容に対しては、同じ賞を授与しないこととする。
- ⑤ 受賞者の公表後に、重大な法令違反が明らかになった場合、その他受賞者としてふさわしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容や不正があった場合は、受賞を取り消すこととする。

(別紙 1)

確 認 書

令和〇年〇月〇日

【部門・部】

ボランティア部門 食生活改善推進員の部

【団体名（個人の場合は氏名）】

〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日現在において、上記の者は食生活改善推進員又は食生活改善推進員で構成する団体であることを報告いたします。

また、令和〇年6月末日までに、食生活改善推進員又は食生活改善推進員で構成する団体でなくなることがあれば、速やかに農林水産省へ連絡するとともに、応募を取り下げます。

推薦地方公共団体名

担当者氏名：

連絡先：

(別紙2)

確 認 書

令和〇年〇月〇日

【部門・部】

ボランティア部門 食育推進ボランティアの部

【団体名（個人の場合は氏名）】

〇〇〇〇

※該当する方の【 】に〇印を付けてください

【 】応募時において、上記の者は食育推進ボランティア名簿に登録済みであることを報告いたします。

【 】応募時において、上記の者は食育推進ボランティア名簿にまだ登録されていません。今年度の手続時に必ず登録いたします。

推薦地方公共団体名

担当者氏名：

連絡先：

(別紙3)

確 認 書

令和〇年〇月〇日

【部門・部】

ボランティア部門 食育推進ボランティアの部

【学校名及び団体名（個人の場合は氏名）】

〇〇〇〇

本活動は、学校における授業の単位とならず、ボランティア活動であることを報告いたします。

推薦対象の学生の活動が及ぼした効果は、以下のとおりです。

※具体的内容を箇条書きで御記入ください。

・ 〇〇〇〇

・ 〇〇〇〇

・ 〇〇〇〇

・ 〇〇〇〇

・ 〇〇〇〇

大学等名：

大学等の長名：

(別紙 4)

確 認 書

令和〇年〇月〇日

【部門・部】

教育関係者・事業者部門 教育等関係者の部

【学校名及び団体名（個人の場合は氏名）】

〇〇〇〇

本活動は、学校における授業の単位となっていることを報告いたします。

大学等名：

大学等の長名：

(様式1)

第 回 食育活動表彰 推薦調書 ボランティア部門

事務局記入欄	到着日	年	月	日
	整理番号 No.			

※右の該当項目のうち、あてはまるものを選んでください。

☒ 食生活改善推進員☐ 食育推進ボランティア

推薦元情報

推薦者	推薦者の所属 (自治体名・大学名等)			推薦者の役職及び氏名		
	連絡先部署等		担当者名	ふりがな	TEL:	— —
	住所等	〒	ふりがな		FAX:	— —
	住所				連絡先 eメールアドレス	@

推薦対象活動の概要(自薦の場合はこちらから入力してください)

活動している団体等について	活動名	※70字以内にまとめてください				団体名 (氏名)	ふりがな
	代表者名・役職等 (団体の場合)	役職名	ふりがな	担当者名・役職等 (代表者以外の場合)	役職名	ふりがな	TEL: — — FAX: — —
	代表者年齢	歳	団体の 年齢構成	1-小・中学生 人 5-大人(概ね40代～60代) 人	2-高校生 人 6-大人(70歳以上) 人	3-大学生(専門学校等含む) 人 7-把握していない 人	4-大人(概ね20～30代) 人 計 人
	連絡先	〒	ふりがな			連絡先 eメールアドレス	@
	住所						
	活動を始めた経緯	※100字以内でご記入ください					
	対象活動の目的	※100字以内でご記入ください(簡条書き可)					
	対象活動の内容	※具体的に100字以内でご記入ください(簡条書き可)					
	活動の特徴等	※100字以内でご記入ください					
	主な体験活動の 場所(地域)・施設	※〇〇活動(～県～市)、△△体験会の開催(～県～市)など、活動内容と地域が分かるよう具体的に150字以内でご記入ください					
活動で使用する資料	☐ 有 ☐ 無 ※活動で使用する資料等がありましたらご記入ください						
活動の資金 ※複数回答可	☐ 1-自己資金(会費収入を含む) ☐ 2-企業・民間団体等からの助成 ☐ 3-行政の補助事業 ☐ 4-過去に助成金を利用していた ☐ 5-その他 () ※3, 4に該当する場合は具体的に記載してください 現在の活動資金 年間 約 円 例: 〇年度△省口事業など						
先進性	工夫している点	これまで関心のなかった対象者等、新規参加者を増やす工夫、リピーターを増やす工夫等について記載してください ※200字以内でご記入ください 推薦対象活動がこれまでと違ってどこが新しいのか、先進的な内容を記載してください ※200字以内でご記入ください					
	活動の開始時期及び 継続年数	開始時期	年頃	継続年数	年	直近1年間の食育活動の回数 (複数の体験についてはそれぞれの回数と累計)	〇〇 回、●● 回 年間累計 回
	活動範囲	☐ 組織内のみの活動 ※組織内に限定していない場合、参集(募集)等の方法や連携方法等について記載してください ☒ 組織内に限定していない ※100字以内でご記入ください					
継続性	推薦対象活動の 発展・展開の経緯	今年度の活動に至るまでに推薦対象活動がどのように発展・展開してきたのかを記載してください ※200字以内でご記入ください					
	今後の展開予定	今後の連携や展開の方向性、後継者の育成、地域との協力体制の構築、現状より優れた取組を行う計画等について記載してください(デジタル対応含む) ※200字以内でご記入ください					

①

第 回 食育活動表彰 推薦調書
ボランティア部門

		事務局記入欄		到着日		年		月		日	
				整理番号 No.							
有効性	活動に関する効果測定	☒ 有 ☐ 無	※有の場合は資料にアンケート結果等を添付してください アンケート以外に実施している効果測定があればご記入ください 活動の見直しに参加者アンケートや効果測定結果を活用している場合は、具体的に記載してください。 ※200字以内でご記入ください								
	連携先・連携内容	☒ 有 ☐ 無	※連携先がある場合、連携先及び連携内容等を具体的に記入ください								
	効果的な取組にする工夫	時間や場所等の参加しやすさ、対象者の特性に応じた取組、オンラインの活用等について、具体的に記載してください ※200字以内でご記入ください									
波及性	情報発信の実績	☒ 有 ☐ 無	行政の広報誌等の活用の有無 ※内容等（誰に対し、何を伝えているか）をご記入ください								
		☒ 有 ☐ 無	HP、SNS活用の有無 ※内容等（誰に対し、何を伝えているか）をご記入ください								
	直近1年間の参加対象者人数	1-未就学児 人 2-親子 組 3-小・中学生 人 4-高校生 人 5-大学生（専門学校等含む） 人 6-大人（概ね20～30代） 人 7-大人（概ね40代～60代） 人 8-大人（70歳以上） 人 9-会員のみのみ 人 10-その他（ ） 人 年間のべ参加人数 計 人（うち新規 人、リピーター 人）									
	公的機関等による表彰受賞歴（過去10年以内）	☒ 有 ☐ 無	※表彰の名称、主催者、受賞した時期等をご記入ください								
	マスコミ等による報道歴（過去10年以内）	☒ 有 ☐ 無	※掲載媒体（新聞、テレビ、雑誌等）の名称、時期をご記入ください								
実践性	活動の重点テーマ	※応募の活動において、下記の4つのうち最も重点をおいているテーマに○をしてください。重点テーマが複数ある場合は、重点をおいているテーマに順位を付してください。 生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動 持続可能な食を支える食育を推進する活動 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動 その他食育の推進（具体的に ） 重点テーマを実現するために該当する具体的な活動内容を記載してください ※300字以内でご記入ください									
	推薦対象活動において、最もPRしたい点についてご記入ください。 ※300字以内でご記入ください										
確認事項											
情報公開の可否	推薦対象活動（推薦調書の記載内容、添付写真など）について、農林水産省が食育推進のためパンフレットや冊子、ホームページ等に掲載することについて ☒ 同意する ☐ 同意しない ※どちらかを選んでください。										
写真の送付について	☒ 有 ☐ 無 ※活動の様子や実績がわかる写真があれば送付ください。（5枚以内厳守）										
参考資料の送付について	☒ 有 ☐ 無 ※添付資料の詳細はホームページを御確認ください。										
本表彰を知ったきっかけについて	☐ 1-農林水産省ホームページ ☐ 2-農林水産省メールマガジン ☐ 3-チラシ・ポスター ☐ 4-その他（ ）										

（注）応募用紙は返却いたしませんので、必要な場合は写しを取ってお送りください。

個人情報取扱いについて
応募の際にご記入いただいた個人情報は、「食育活動表彰」のほか農林水産省が実施する食育に関する表彰の審査及び審査にあたっての都道府県関係行政部局への問い合わせ、表彰式招待状の送付、審査結果の通知にのみ活用します。それ以外の目的には一切使用いたしません。応募者の個人情報を応募者の同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはございません（法令等により開示を求められた場合を除く）。お申込に際して取得した個人情報は応募締切後、保存期間経過後に破棄いたします。

②

(様式1)

第 回 食育活動表彰 推薦調査 教育関係者・事業者部門

事務局記入欄	到着日	年	月	日
	整理番号 No.			

※右の該当項目のうち、あてはまるものを選んでください。

☒ 教育等関係者 ☐ 農林漁業者等 ☐ 企業

推薦元情報

推薦者	推薦者の所属 (自治体名・大学名等)			推薦者の役職及び氏名		
	連絡先部署等			担当署名	ふりがな	TEL: - - FAX: - -
	住所等	〒	ふりがな	連絡先 eメールアドレス		
	住所			@		

推薦対象活動の概要(自薦の場合はこちらから入力してください)

活動している団体等について	活動名	※70字以内にとめてください				団体名 (氏名)	ふりがな				
	代表者名・役職等 (団体の場合)	役職名	ふりがな	担当署名・役職等 (代表者以外の場合)	役職名	ふりがな	TEL: - - FAX: - -				
	代表者年齢	歳	団体の 年齢構成	1-小・中学生	人	2-高校生	人	3-大学生(専門学校等含む)	人	4-大人(概ね20~30代)	人
				5-大人(概ね40代~60代)	人	6-大人(70歳以上)	人	7-把握していない	人	計	人
	連絡先	〒	ふりがな	連絡先 eメールアドレス							
		住所	@								
	活動を始めた経緯	※100字以内でご記入ください									
	対象活動の目的	※100字以内でご記入ください(簡条書き可)									
	対象活動の内容	※具体的に100字以内でご記入ください(簡条書き可)									
	活動の特徴等	※100字以内でご記入ください									
主な体験活動の 場所(地域)・施設	※〇〇活動(～県～市)、△△体験会の開催(～県～市)など、活動内容と地域が分かるよう具体的に150字以内でご記入ください										
活動で使用する資料	☒ 有 ※活動で使用する資料等がありましたらご記入ください ☐ 無										
活動の資金 ※複数回答可	☐ 1・自己資金(会費収入を含む) ☐ 2・企業・民間団体等からの助成 ☐ 3・行政の補助事業 ☐ 4・過去に助成金を利用していた ☐ 5・その他 () ※3, 4に該当する場合は具体的に記載してください 例: 〇年度△省口事業など 現在の活動資金 年間 約 円										
先進性	工夫している点	これまで関心のなかった対象者等、新規参加者を増やす工夫、リピーターを増やす工夫等について記載してください									
		※200字以内でご記入ください									
		推薦対象活動がこれまでと違ってどこが新しいのか、先進的な内容を記載してください									
※200字以内でご記入ください											
継続性	活動の開始時期及び 継続年数	開始時期	年頃	複数の取組がある場合、最も長いものを記入	継続年数	年	直近1年間の食育活動の回数 (複数の体験についてはそれぞれの回数と累計)	〇〇 回、●● 回 年間累計 回			
	活動範囲	☐ 組織内のみの活動 ※組織内に限定していない場合、参集(募集)等の方法や連携方法等について記載してください ☒ 組織内に限定していない ※100字以内でご記入ください									
	推薦対象活動の 発展・展開の経緯	今年度の活動に至るまでに推薦対象活動がどのように発展・展開してきたのかを記載してください									
	今後の展開予定	今後の連携や展開の方向性、後継者の育成、地域との協力体制の構築、現状より優れた取組を行う計画等について記載してください(デジタル対応含む)									
		※200字以内でご記入ください									

①

第 回 食育活動表彰 推薦調書
教育関係者・事業者部門

		事務局記入欄		到着日		年		月		日		
				整理番号 No.								
有効性	活動に関する効果測定	☒ 有 ☐ 無	参加者アンケートの実施	※有の場合は資料にアンケート結果等を添付してください アンケート以外に実施している効果測定があればご記入ください 活動の見直しに参加者アンケートや効果測定結果を活用している場合は、具体的に記載してください。 ※200字以内でご記入ください								
	連携先・連携内容	☒ 有 ☐ 無		※連携先がある場合、連携先及び連携内容等を具体的に記入ください 時間や場所等の参加しやすさ、対象者の特性に応じた取組、オンラインの活用等について、具体的に記載してください ※200字以内でご記入ください								
	効果的な取組にする工夫											
波及性	情報発信の実績	☒ 有 ☐ 無	行政の広報誌等の活用の有無	※内容等（誰に対し、何を伝えているか）をご記入ください								
		☒ 有 ☐ 無	HP、SNS活用の有無	※内容等（誰に対し、何を伝えているか）をご記入ください								
	直近1年間の参加対象者人数	1-未就学児 人 2-親子 組 3-小・中学生 人 4-高校生 人 5-大学生（専門学校等含む） 人 6-大人（概ね20～30代） 人 7-大人（概ね40代～60代） 人 8-大人（70歳以上） 人 9-会員のみのみ 人 10-その他（ ） 人 年間のべ参加人数 計 人（うち新規 人、リピーター 人）										
	公的機関等による表彰受賞歴（過去10年以内）	☒ 有 ☐ 無	※表彰の名称、主催者、受賞した時期等をご記入ください									
	マスコミ等による報道歴（過去10年以内）	☒ 有 ☐ 無	※掲載媒体（新聞、テレビ、雑誌等）の名称、時期をご記入ください									
実践性	活動の重点テーマ	※応募の活動において、下記の4つのうち最も重点をおいているテーマに○をしてください。重点テーマが複数ある場合は、重点をおいているテーマに順位を付してください。										
		生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動					持続可能な食を支える食育を推進する活動					
		「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動					その他食育の推進（具体的に ）					
重点テーマを実現するために該当する具体的な活動内容を記載してください ※300字以内でご記入ください												
推薦対象活動において、最もPRしたい点についてご記入ください。 ※300字以内でご記入ください												
確認事項												
情報公開の可否	推薦対象活動（推薦調書の記載内容、添付写真など）について、農林水産省が食育推進のためパンフレットや冊子、ホームページ等に掲載することについて ☒ 同意する ☐ 同意しない ※どちらかを選んでください。											
写真の送付について	☒ 有 ☐ 無 ※活動の様子や実績がわかる写真があれば送付ください。（5枚以内厳守）											
参考資料の送付について	☒ 有 ☐ 無 ※添付資料の詳細はホームページを御確認ください。											
本表彰を知ったきっかけについて	☐ 1-農林水産省ホームページ ☐ 2-農林水産省メールマガジン ☐ 3-チラシ・ポスター ☐ 4-その他（ ）											

（注）応募用紙は返却いたしませんので、必要な場合は写しを取ってお送りください。

個人情報取扱いについて
応募の際にご記入いただいた個人情報は、「食育活動表彰」のほか農林水産省が実施する食育に関する表彰の審査及び審査にあたっての都道府県関係行政部局への問い合わせ、表彰式招待状の送付、審査結果の通知にのみ活用します。それ以外の目的には一切使用いたしません。応募者の個人情報を応募者の同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはございません（法令等により開示を求められた場合を除く）。お申込に際して取得した個人情報は応募締切後、保存期間経過後に破棄いたします。

②



ボランティア部門【食育推進ボランティアの部】

農林水産大臣賞

北海道文教大学 食育アイドルプロジェクト 「えにわっ娘。」「IX-ALICE」

北海道
活動期間：4年

北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト

幅広い年代層はもちろん若い世代をターゲットに
食育の推進

北海道文教大学の食育アイドルプロジェクトでは食育講話を通じて、老若男女はもちろんのこと、食育への関心が希薄な年代層や健康に対して興味を持ちにくい若者を対象に、興味を引く食育活動を展開しています。「えにわっ娘。」は、地域の祭りやイベント、「IX-ALICE（イザリス）」は、札幌のライブハウスなどで、無理なダイエット、野菜の摂取、食への感謝、共食、食品ロス、環境への配慮など、幅広いテーマの楽曲も披露しています。親しみやすいアイドル活動を通して、これまで関心のなかった若い世代にも食育を身近に届けることを目的としています。特に、趣味に情熱を持ち深く没頭する人々にも訴求することで、推し活を利用した食育を広く推進しています。

恵庭市の夏祭りイベントで
食育アイドルプロジェクトとして参加近隣の町（南幌町）の
お祭りでのステージ地元FM放送やYouTubeなどで
食や健康についての情報を発信

SNSやYouTube、地元FM放送などを通じて、食や健康に関する情報発信を行っています。「作ってみた」といった調理動画や、食文化、イベントで行った講話を動画にし、食や健康への興味関心を高める内容を提供しています。さらに、田植えや収穫の経験をYouTubeで発信することで、お米の消費拡大にも貢献しています。



田植えや稲刈りを自ら行って、アイドル米を販売

恵庭市とコラボして食品ロス削減推進

北海道文教大学の食育アイドルプロジェクトは、恵庭市とコラボレーションし、食品ロス削減の啓発活動を行っています。市内には、飲食店用食べきり運動推進ポスター、小売店用てまえどり運動推進ポスター、公共施設用食品ロス削減推進ポスターの3種類を掲示しています。また、食品ロス削減をテーマにしたIX-ALICEの楽曲「YOURSIDE≠YOURSIGHT」のミュージックビデオも配信しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=yLZJQN3HBUG>

公共施設用
啓発ポスター

小売店用啓発ポスター

飲食店用
啓発ポスター

この度は、このような素晴らしい賞をいただき、心より感謝申し上げます。「推せる食育」をモットーに、楽しく、明るく、元気いっぱい活動しています！イベントやライブでは、曲の合間に「食育タイム」と題したミニ食育講座を行い、アイドルとして楽しんでいただきながら、食育について学べる機会を提供しています。今後も「食」を通じて地域の魅力を発信し、多くの方々に笑顔で食育を推進していけるよう、メンバー一同努力してまいります。

食育アイドルプロジェクトメンバー 一同

第4次恵庭市食育推進計画 概要版

計画期間 令和7年度から令和13年度まで

恵庭市では、平成19年度から恵庭市食育推進計画により食育を推進してきました。令和13年度までの7年間で、市民一人ひとりがいつでも健康で豊かな暮らしを目指し、食育を通じ恵庭の人や活動が互いにつながり食育活動を推し進めるため第4次恵庭市食育推進計画を策定しました。

基本理念

食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす

基本方針

- 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 2 持続可能な食を支える食育の推進

●食育を推進するための3つの分野と目標

<目標値>

<計画策定時>

<目標>

①体や健康のことを考えて食事をして いる人を増やす	中学生 82 % 成人 76 %	中学生 90 % 現状維持
②1日350g以上の野菜を摂取して いる人を増やす	成人 20 %	40 %
③栄養バランスに配慮した食生活を実 践する人を増やす	成人 32 % (若い世代 26 % (18～30歳代))	50 % 40 %
④ゆっくりよく噛んで食べる人 を増やす	成人 44 %	55 %
⑤「食育」に関心を持っている人 を増やす	成人 66 %	90 %
⑥朝食又は夕食を家族と一緒に食べる 「共食」の回数を増やす	週9.2回	週11回以上
⑦朝食を毎日食べる人を増やす	小学生 77 % 中学生 76 % 成人 75 % (若い世代 63 % (18～30歳代))	100 % 100 % 85 % 85 %
⑧地元産（道内産）食材を購入する人 を増やす	成人 69 %	80 %
⑨学校給食における恵庭産食材の活用 を増やす	16 %	30 %
⑩食品ロス削減のために何らかの行動 をしている人を増やす	成人 90 %	現状維持

第4次恵庭市食育推進計画に関するお問い合わせ 恵庭市保健福祉部健康課

〒061-1442 恵庭市緑町2丁目1-1 電話番号0123-25-5700

分野 1

食をとおして
健康をつくる

分野 2

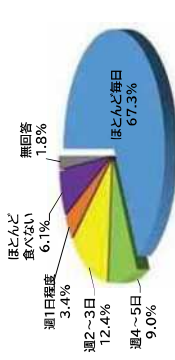
食をとおして
人を育む

分野 3

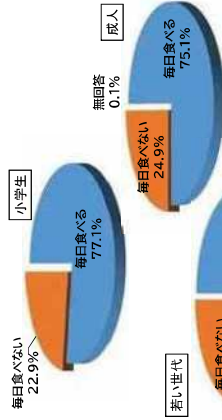
食をとおして
地域をつくる

恵庭市の食をめぐる現状

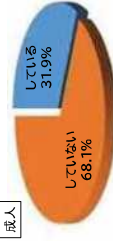
⑥夕食を家族と一緒に食べる「共食」の頻度



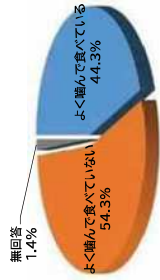
⑦朝食を毎日食べる人



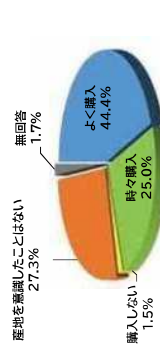
③栄養バランスに配慮した食生活を実践している人



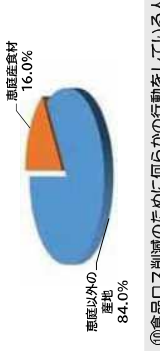
④ゆっくりよく噛んで食べる人



⑧地元産（道内産）食材を購入する人



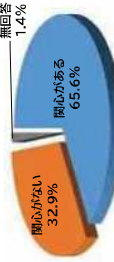
⑨学校給食における恵庭産食材の活用



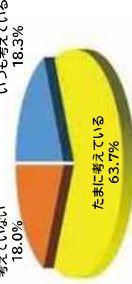
⑩食品ロス削減のために何らかの行動をしている人



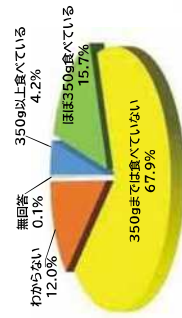
⑤「食育」に関心を持っている人



①体や健康のことを考えて食事をしている人



②1日350g以上の野菜を摂取している人



●分野別の施策

基本理念	基本方針	分野	個人・地域の取組	基本的な施策
食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす				
1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進				
2 持続可能な食を支える食育の推進				
3 食をとおして地域をつくる				
1. 食をとおして健康をつくる				
・日頃から望ましい食生活を意識しましょう				
・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう				
・ゆっくりより噛んで食べましょう				
2. 食をとおして人を育む				
・食育に関心を持ち、理解を深めましょう				
・家族や仲間と食卓を囲みましょう				
・地域で食を通じてコミュニケーションを図りましょう				
・朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう				
3. 食をとおして地域をつくる				
・家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう				
・地元の食材を積極的に利用しましょう				
・食べきれる量を作ったり、注文したりしましょう				
・残さず食べましょう				

*本食育推進に係る事業の一部を掲載しております。（全文は第4次恵庭市食育推進計画の第3章「食育推進計画の目標と施策」に掲載）

事業名	概要	担当・関係団体
妊婦教室	妊娠中から自分の食生活を振り返り、バランスの良い食事や必要な栄養素の摂取について理解を深める（年4回）	えにわっこ応援センター
乳幼児の栄養相談	乳幼児健診（生後3～4か月・9～10か月・1歳6か月・3歳）、すくすく相談で、食に関わる不安の軽減と、栄養に関する情報の提供を行う（毎月）	えにわっこ応援センター
幼稚園・保育園給食	子どもの健やかな食育・発達や、食に対する関心を高め、食の大切さを学ぶことを目的とした給食の提供	認定こども園、保育園
子育てセミナー	子育て支援センター事業で、乳幼児の保護者を対象に、食や栄養に関する知識や情報の提供を行う	子ども政策課
通民の健康づくり推進事業	食事などの健康に関する正しい知識等の普及啓発を行い、健康の増進を図る	千歳保健所
男性会員の料理教室	食を通して男性会員の自立を促しフレイル予防に繋げる	恵庭市老人クラブ連合会
歯科検診・歯科保健指導・フッ素塗布等	歯科疾患の予防や口腔機能の維持を目的とした知識の普及及び指導やフッ素塗布	保健課
食育だより、食育通信等の発行	学校行事や食の指導目標に沿った食に関する情報提供及び家庭への啓蒙	小学校・中学校、学校給食センター
FM「e-niwa」でのPR放送（食育の日）	毎月19日（食育の日）に、食育に関する情報を発信	地域FM放送e-niwa、保健課
地域・子ども食堂	地域の方との関わりを通じて子ども大人も安心できる居場所づくりを目指し、カレラライスを提供	労働者協同組合、ワーカーズユニオン、センター事業団
食に関する指導・給食指導	健康維持のための望ましい食習慣の理解と自ら管理する意識を身に付けることを目的とした食指導や、給食を通して食への関心を高める指導	小学校・中学校、学校給食センター
えにわ大好き！食の体験ランド	小学校4～6年生を対象に、文藝学生と調理体験・収穫体験・ワークショップを通して、農作物への関心や理解を深め、食や人のつながりの大切さ、食べ物への興味、感謝の気持ち等を育む	ルーキーズカンパニー、北海道文教大学、社会教育課
北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト	SBSやradio、地元FM放送などを通じた情報発信や、幅広い年齢層が集まる地域のイベントやライブハウス等で、食育の課題や提案をオリジナル楽曲にして、歌と踊りで表現する	北海道文教大学
食育講演会	食育について理解を深め食育推進に取り組めるように普及啓発を図る（年1回）	保健課
味噌づくり講習会	恵庭産大豆を使用して味噌を作り、味噌の効能を理解する	恵庭消費者協会
農商工連携による商品開発事業	市内の農業者・飲食事業者・食品関連企業が連携して、地域資源を活用した新製品の開発と販売	商工労働課、恵庭市農商工等連携推進ネットワーク
地域産品を活用した地域貢献	イベント（えにわみん産業祭等）で地元産食材（えびすかぼちゃ）を活用した商品販売し、地元産食材の認知・購入につなげる	恵庭商工会議所
家畜の飼育	動物を飼育し、その卵や肉を食することで命の大切さ、食との関係を学ぶ	認定こども園
ガ・デンジティスにわFOODBAGの作成及び配布	FOODBAG（食べ残し商品持ち帰り容器）の作成と配布	廃棄物管理課

第4次 恵庭市食育推進計画



令和7年度(2025 年度)～令和13年度(2031 年度)

恵庭市

はじめに

わたしたちにとって、「食」は欠かすことのできない命の源であり、健康で豊かな人生を送ることに欠かすことができない大切なものです。これまで食をととして様々な知識と経験を重ね、食文化を築き、健全な食生活を培いながら生きる力を育んできました。

恵庭市では、平成19年(2007年)に「恵庭市食育推進計画」を策定し、以来社会環境の変化や諸課題の見直しに対応した改訂を行い、関係機関・団体との連携、協力のもと恵庭市らしい食育を推進してまいりました。



恵庭市の食育をめぐる現状として、市民の食育への関心は、世代や性別によって関心の度合いが大きく異なる状況でした。健全な食生活の実践においては、世代間によって大きく異なる状況であり、特に、若い世代においては、朝食の欠食が多く、栄養バランスを考えた食事の頻度が少ない傾向が見られます。また高齢化に伴い、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防における栄養バランスに配慮した健全な食生活の重要性が増しています。

これまでの取組における成果と課題を踏まえ、本市の特性に合わせた食育を更に推進していくため、この度、「食をととして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす」を基本理念として、「第4次恵庭市食育推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「食をととして健康をつくる・食をととして人を育む・食をととして地域をつくる」の3つの分野ごとに、市民、地域、関係機関、関係団体及び行政それぞれが目標達成に向けた取組を協働することにより総合的かつ効果的に食育を推進します。

食育を広く進めていくためには、市民、関係団体、事業者の皆様、そして市がそれぞれの役割と特性を生かしたパートナーシップの下で、活動を展開していくことが重要です。関係する全ての皆様と計画の理念や目的を共有しながら、本計画を基に食育に係る施策を着実に進めてまいりたいと考えており、今後とも食育の推進に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、恵庭市食育推進協議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年(2025年)3月

恵庭市長 原田 裕

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制	4

第2章 第3次恵庭市食育推進計画の評価

1. 第3次恵庭市食育推進計画の概要	5
2. 第3次恵庭市食育推進計画の評価	6
(1) 評価方法と内容	6
(2) 評価指標の達成状況	7
3. 恵庭市の食育をめぐる現状	8
(1) 恵庭市の概況	8
(2) 食生活・食育に関する現状	10

第3章 食育推進計画の目標と施策

1. 目指すべき方向性	23
2. 計画の体系	25
3. 計画の目標と評価指標	26
4. 施策の展開	27
(1) 分野別の施策	27
分野1 食をとおして健康をつくる	27
分野2 食をとおして人を育む	30
分野3 食をとおして地域をつくる	33
(2) ライフステージ別の事業一覧	36

第4章 計画を円滑に推進するために

1. 計画推進における役割	38
2. 計画の推進体制	39

資料

1. 恵庭市食育推進協議会に関すること	40
2. 食育基本法	43

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かすことのできない大切なものです。

食をめぐる状況が大きく変化する中、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、世帯構造の変化、様々な生活状況があり、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。さらに、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要となります。

そのような中、国においては平成17年(2005年)7月に食育基本法、平成18年(2006年)3月には食育推進基本計画が策定され、恵庭市においても平成19年より「恵庭市食育推進計画」を策定し、以降おおむね5年ごとに計画を改め、「すべての世代において健康的な食生活を営むことができる」よう、家庭や地域、関係団体の協力連携のもとに、あらゆる機会を通じて食の関心を高めることに努めてきました。

市民の食生活においては、栄養バランスに配慮した食事頻度の低下、野菜の摂取不足、朝食の欠食のような食習慣の乱れが見られ、これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせ、高齢者の低栄養等の健康面での課題や、食品ロスや伝統的な食文化の喪失などさまざまな食に関する問題が挙げられています。

これまでの食育推進の成果や食をめぐる課題を踏まえ、国の第4次食育推進基本計画における今後取り組むべき重点課題や第5次北海道食育計画における基本方針を十分に勘案し、令和7年度からの「第4次恵庭市食育推進計画」を策定します。

食育とは

「食育」は、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

2. 計画の位置づけ

この恵庭市食育推進計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- (2) 「第5期恵庭市総合計画」※に位置づけられた主要施策として、恵庭市の関連する諸計画と整合性を有して推進する計画です。
- (3) 市民、関係機関・関係団体等との協働により、共に考え実践するなど、この計画に沿った活発な活動が展開されることを期待するものです。

※第5期恵庭市総合計画「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」（一部抜粋）

基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

<08 夢と健康を育むまち>

【基本方針】

＊子どもから高齢者まで日々健やかに暮らせるまちの実現を図り、ライフステージに合わせた健康づくりや生活習慣病の予防・改善、予防接種や検診事業などの支援を推進するとともに情報提供の場の充実を行います。

【わたしたちができること】

＊自主的な心と体の健康づくりと予防対策

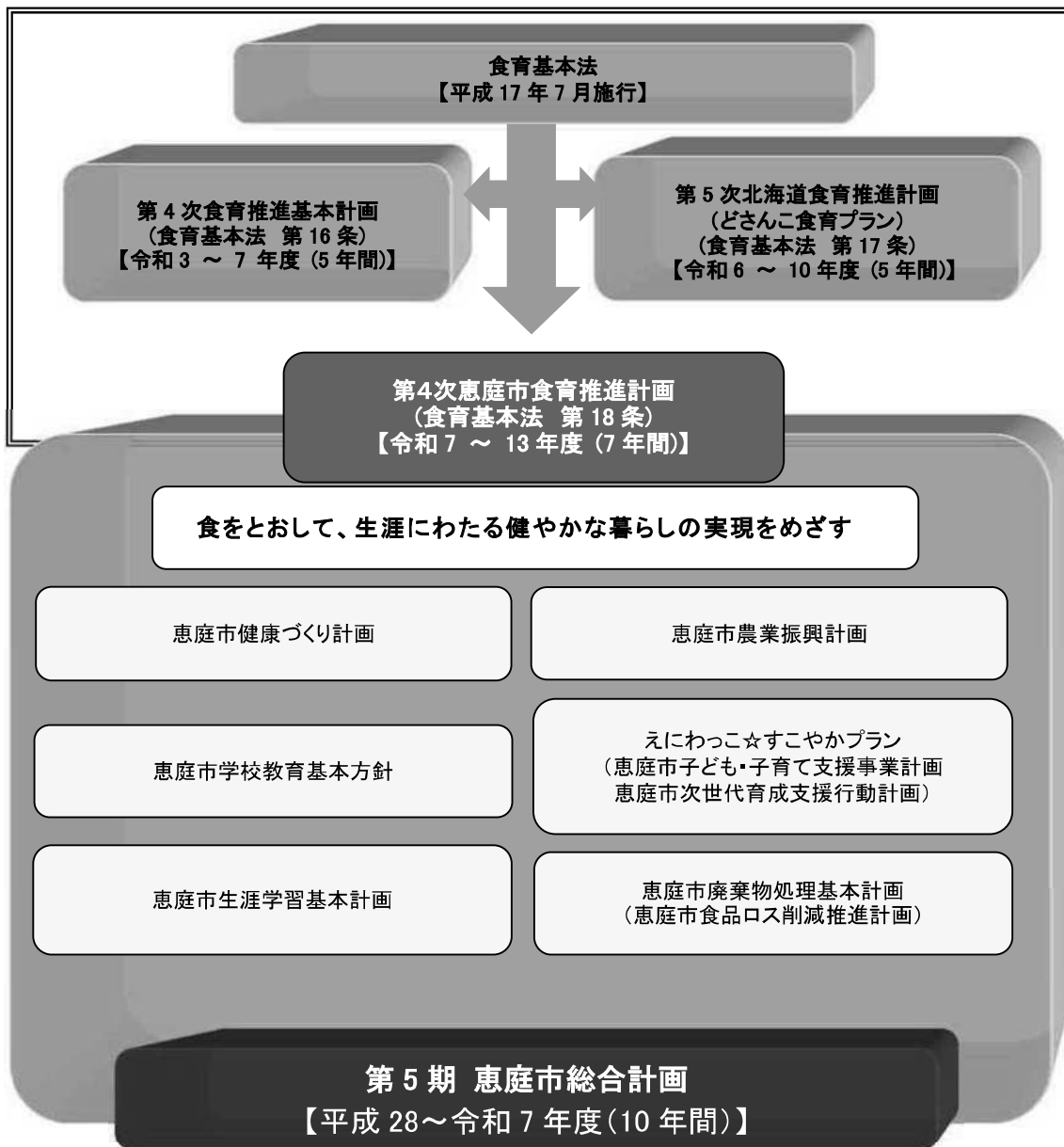
食育の推進と SDGs

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs(持続可能な開発目標)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保証及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があり、食育の推進はSDGsの達成に寄与するものです。



【各種計画との関係】



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度(2025 年度)から令和13年度(2031 年度)までの7年間とします。
なお、社会情勢の変化などにより見直しが生じた場合は必要な措置を講じます。

4. 計画策定体制

恵庭市では第4次恵庭市食育推進計画を策定するにあたり、市民の意見を計画に反映するために、「健康づくり・食育に関するアンケート調査」を実施しました。アンケート調査を踏まえ第3次食育推進計画の評価を行い「恵庭市食育推進協議会」にて食育の推進について意見交換や協議を行い、検討を重ね計画を策定しました。

(1) 恵庭市食育推進協議会の開催

令和6年(2024年)7月30日 令和6年(2024年)11月18日 令和7年(2025年)2月10日

(2) 恵庭市保健福祉推進会議へ報告及び協議

令和6年(2024年)12月20日

(3) 厚生消防常任委員会へ報告

令和6年(2024年)6月26日 令和6年(2024年)12月6日 令和7年(2025年)3月12日

(4) 恵庭市保健センター運営協議会へ報告

令和6年(2024年)6月26日 令和6年(2024年)11月19日 令和7年(2025年)2月17日

(5) 市民の意見の反映

□ 健康づくり・食育に関するアンケート調査(注)

□ パブリックコメント 令和6年(2024年)12月26日～令和7年(2025年)1月31日

(注) 健康づくり・食育に関するアンケート調査

調査期間	令和5年(2023年) 9月1日～9月30日	調査項目	属性、健康管理、食生活、運動、喫煙、飲酒、歯科保健、こころの健康、がん検診、新型コロナウイルス感染症等(33問)
調査対象	18歳以上の恵庭市民 2,000人		
調査方法	郵送・WEBによる調査	回収状況	回収率:39.2%

第2章 第3次恵庭市食育推進計画の評価

1. 第3次恵庭市食育推進計画の概要

基 本 方 針	領 域	目 標	対 策	
			個人・地域の取り組み	関係団体・市の取り組み
食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす	1 食をとおして健康をつくる	① 体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ② 1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④ 食事を味わってよく噛んで食べる人を増やす	・日頃から望ましい食生活を意識しよう ・減塩や栄養バランスの良い食事 で生活習慣病を予防しよう ・ゆっくりよく噛んで食べよう	・妊産婦や乳幼児に対する基本的な食習慣形成のための栄養指導 ・生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進 ・高齢者に対する低栄養の予防等の栄養指導 ・8020やカミング30等の歯科保健活動における食育推進
	2 食をとおして人を育む	⑤ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑥ 朝食を毎日食べる人を増やす ⑦ 早く寝る小学生を増やす(21時台までの就寝)	・家族で食卓を囲み共に食事を取ろう ・地域の中で食を通じたコミュニケーションを図ろう ・朝食を食べ健康的な生活リズムを身につけよう	・若者や高齢者へのコミュニケーションを通じた共食の推進 ・子どもの基本的な生活習慣形成の支援 ・多様な暮らしを意識した栄養指導の推進 ・若い世代に対する食に関する知識の普及啓発の推進
	3 食をとおして地域をつくる	⑧ 「食育」に関心を持っている人を増やす ⑨ 地元産（道内産）食材を購入する人を増やす ⑩ 学校給食における恵庭産食材の活用を増やす	・自分の食生活を振り返ろう ・地元産の食材を積極的に利用しよう ・食べきれない量だけ作ったり、注文したりしよう ・残さず食べよう	・食育に関する理解の推進 ・地域の食文化を大切にした食育の推進 ・地産地消の推進 ・食べきりおよび食を大切にする意識の啓発

2. 第3次恵庭市食育推進計画の評価

(1) 評価方法と内容

第3次恵庭市食育推進計画について、達成率を4段階 A～D と N(下表)に区分し、目標ごとに評価しました。目標値、活動の推進体制の評価をもとに新たな課題への取組について検討し、家庭、幼稚園・保育園等、学校、地域、農畜産業者・食品関連事業者、行政の連携のもと、第4次恵庭市食育推進計画を策定し食育を推進します。

<達成率(%)の計算方法>

$(\text{現状値} - \text{計画策定時の値}) \div (\text{目標値} - \text{計画策定時の値}) \times 100$

<評価区分>

A(達成)	目標に達成した(達成率100%以上)
B(前進)	目標に達していないが改善傾向にある(達成率5%以上99%以下)
C(維持)	変わらない(達成率-5%以上5%未満)
D(後退)	悪化している(達成率-5%未満)
N	評価困難

評価A(目標に達成した)の項目

- ① 体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(成人)

評価B(目標に達していないが改善傾向にある)の項目

- ① 体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(中学生)
- ③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている人の割合(若い世代)
- ④ 食事を味わってよく噛んで食べる人の割合
- ⑤ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(成人、若い世代)
- ⑦ 早く寝る小学生の割合(21時台までの就寝)

評価C(変わらない)の項目

該当項目なし

評価D(悪化している)の項目

- ② 1日 350g以上の野菜を摂取している人の割合
- ③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている人の割合(成人)
- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(中学生)
- ⑧ 「食育」に関心を持っている人の割合
- ⑨ 地元産(道内産)食材を購入する人の割合
- ⑩ 学校給食における恵庭産食材の活用の割合

N(評価困難)の項目

- ⑥ 朝食を毎日食べる人の割合(小学生)→設問変更により比較困難のため

(2)評価指標の達成状況

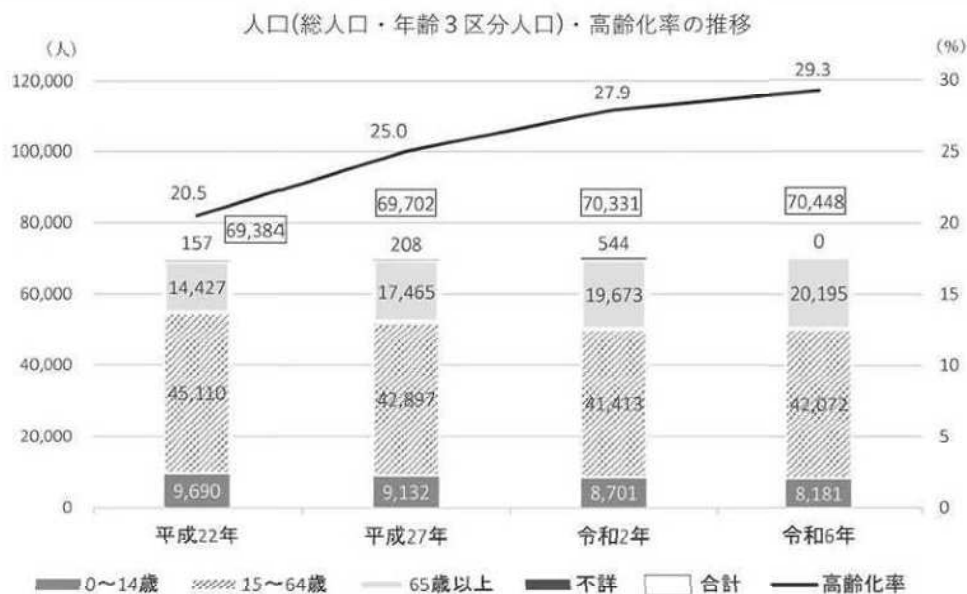
評 価 指 標						評価
領 域	目 標	指 標	計画策定時	現状値	目標値	
			平成28年度	令和5年度		
1. 食をととして健康をつくる	①体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす	①体や健康のことを考えて食事をしている人の割合	中学生 75 %	82%	90%	B
			成人 76 %	76%	現状維持	A
	②1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす	②1日350g以上の野菜を摂取している人の割合	成人 22 %	20%	40%	D
	③栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす	③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	成人 37 %	32%	70%	D
			若い世代 26 % (20歳代)	28%	55%	B
	④食事を味わってよく噛んで食べる人を増やす	④食事を味わってよく噛んで食べる人の割合	成人 37 %	44%	55%	B
2. 食をととして人を育む	⑤朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	⑤朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週7.8回	週9.2回	週11回以上	B
	⑥朝食を毎日食べる人を増やす	⑥朝食を毎日食べる人の割合	小学生 97 % (参考値)	77%	100%	N
			中学生 89 %	76%	100%	D
			成人 74 %	75%	85%	B
			若い世代 49 % (20歳代)	58%	85%	B
	⑦早く寝る小学生を増やす(21時台までの就寝)	⑦早く寝る小学生の割合(21時台までの就寝)	小学生 55 %	57%	70%	B
3. 食をととして地域をつくる	⑧「食育」に関心を持っている人を増やす	⑧「食育」に関心を持っている人の割合	成人 70 %	66%	90%	D
	⑨地元産(道内産)食材を購入する人を増やす	⑨地元産(道内産)食材を購入する人の割合	成人 76 %	69%	95%	D
	⑩学校給食における恵庭産食材の活用を増やす	⑩学校給食における恵庭産食材の活用の割合 ※重量ベース	21%	16%	30%	D

3. 恵庭市の食育をめぐる現状

(1) 恵庭市の概況

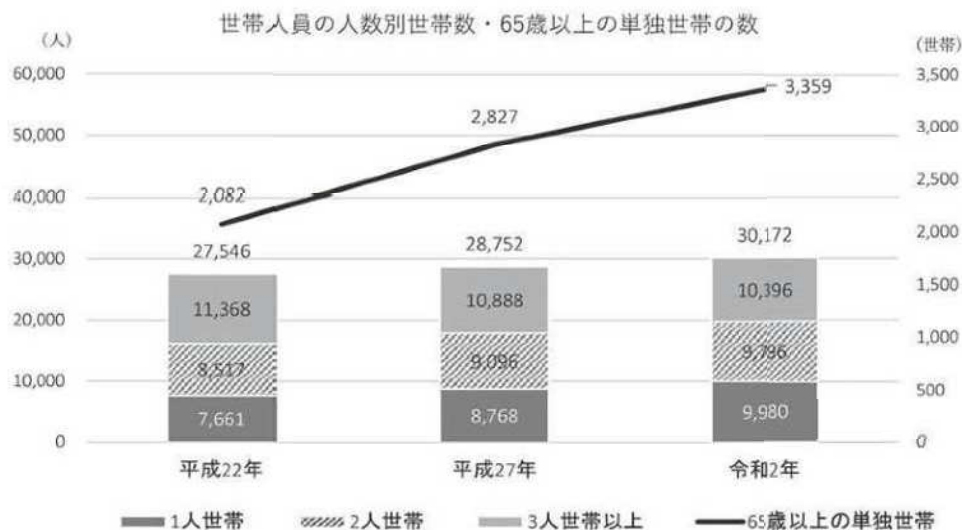
1) 人口・高齢化率の推移

高齢化率は増加傾向であり、令和6年では29.3%となっています。
人口はわずかではありますが増加傾向がみられます。



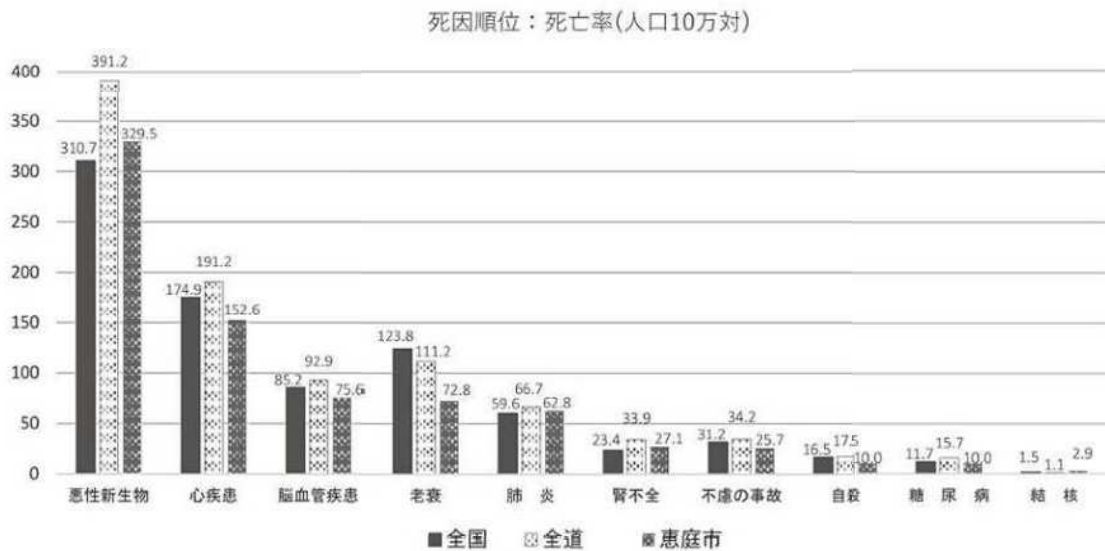
2) 世帯構造の推移

世帯構造は1人世帯、2人世帯ともに増加しており、3人以上の世帯は減少しています。
65歳以上の単独世帯も増加傾向です。



3)死因

恵庭市の死因順位は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎の順に多く、全国、全道と比べると、脳血管疾患の死亡率が老衰を上回っています。
また全道と比べると、結核以外の死亡率が下回っています。

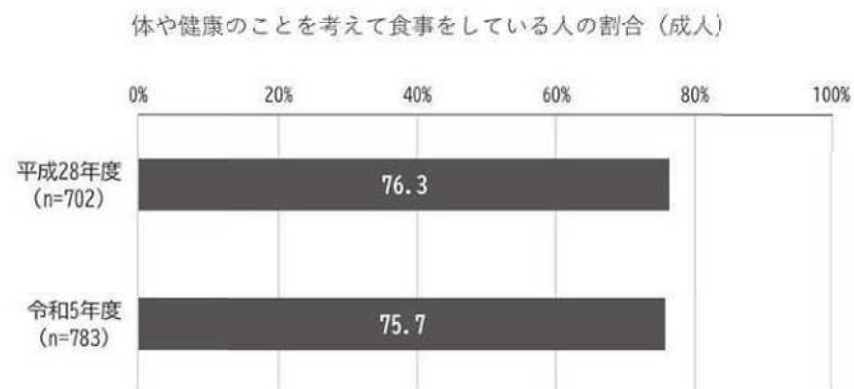


資料：人口動態統計(令和3年)

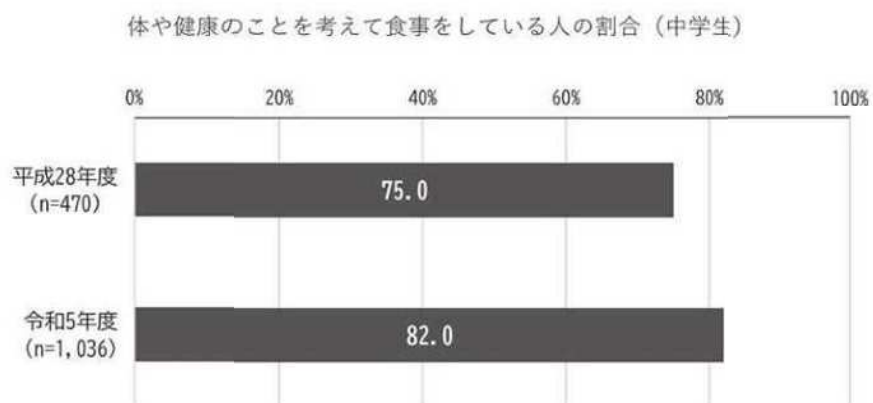
(2)食生活・食育に関する現状

1)体や健康のことを考えて食事をしている人の割合

体や健康のことを考えて食事をしている人の割合(成人)は、ほぼ横ばいとなっています。一方で中学生は、目標値には達していませんが7ポイント増加しています。



資料: 恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成 28 年度、令和 5 年度)



資料: 学校給食・食生活に関するアンケート調査(平成 28 年度、令和 5 年度)

2)1日350g以上の野菜を摂取している人の割合

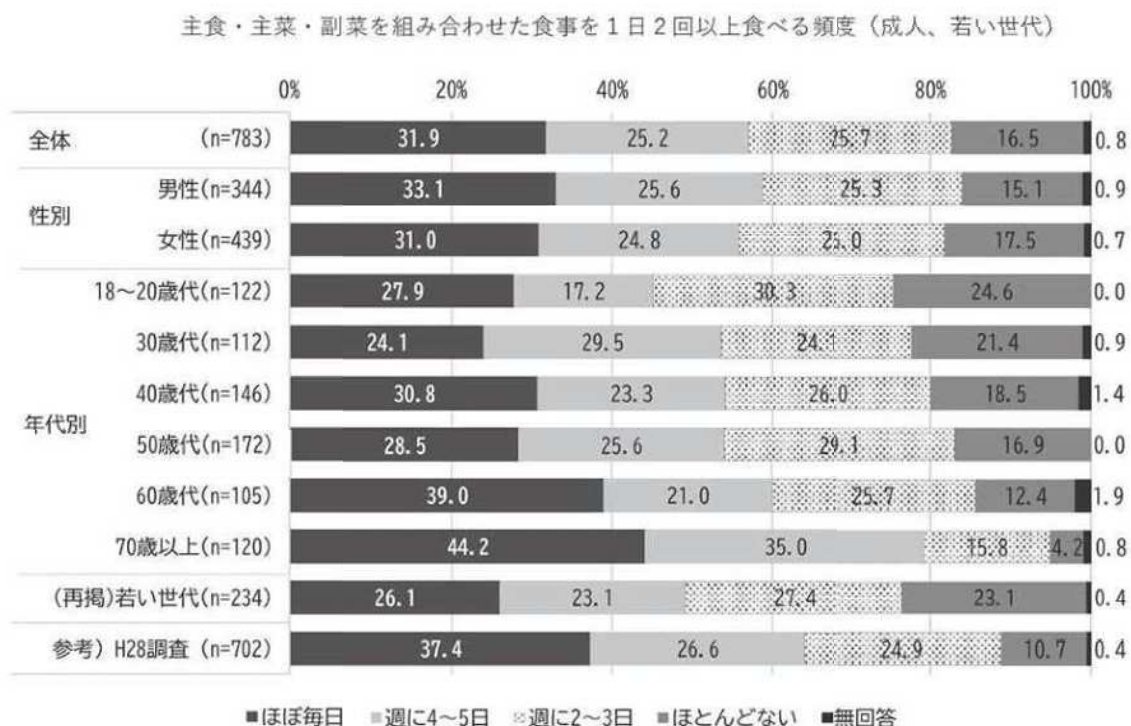
1日の野菜の摂取量については、全体では「350gまでは食べていないと思う」が67.9%、「ほぼ350g食べていると思う」が15.7%、「350g以上食べていると思う」が4.2%となっています。年代別にみると、70歳以上の「ほぼ350g食べていると思う」は31.7%と他の年代に比べ15ポイント以上高くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成28年度、令和5年度)

3)主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合(成人、若い世代)

主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度については、全体では「ほぼ毎日」が 31.9%、「週に4～5日」が 25.2%、「週に2～3日」が 25.7%、「ほとんどない」が 16.5%となっています。
若い世代(18～30 歳代)については、「ほぼ毎日」は 26.1%と、他の年代に比べ低くなっています。
平成 28 年度調査と比較すると、「ほぼ毎日」は 5.5 ポイント低くなり、「ほとんどない」は 5.8 ポイント高くなっています。



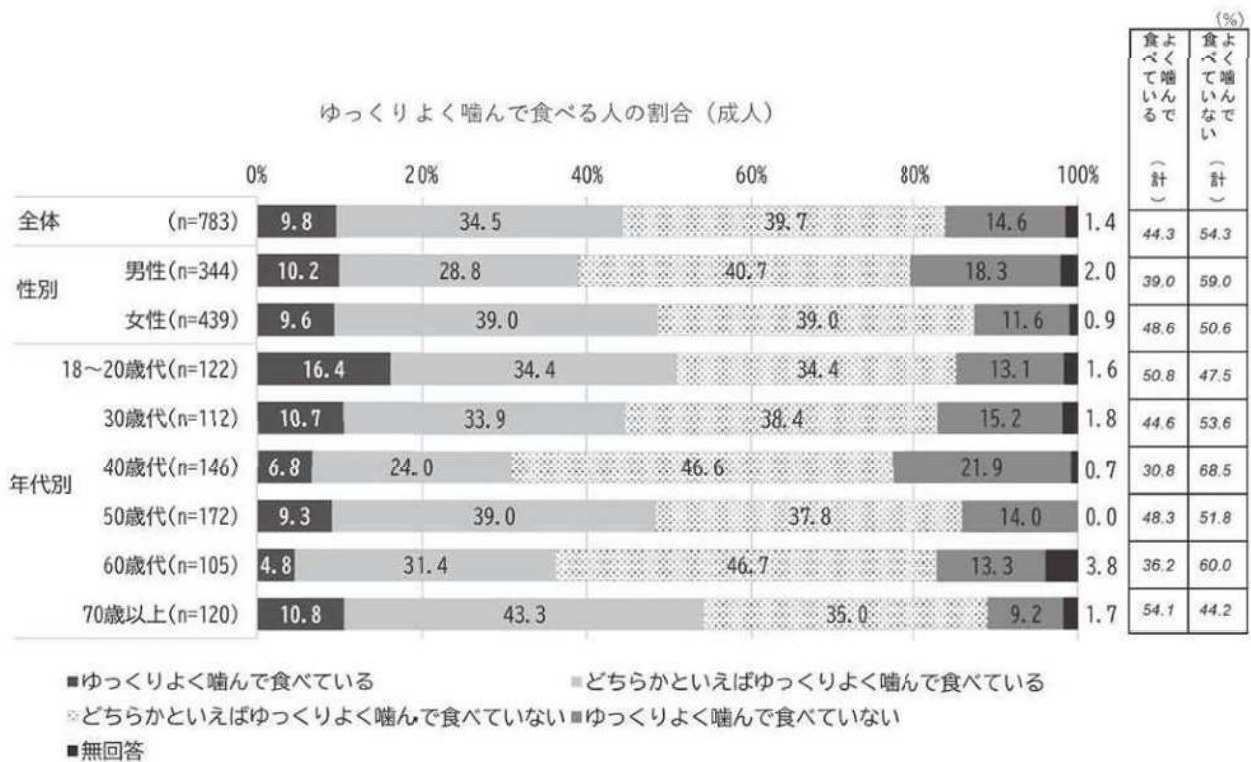
資料: 恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成 28 年度、令和 5 年度)

4) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合

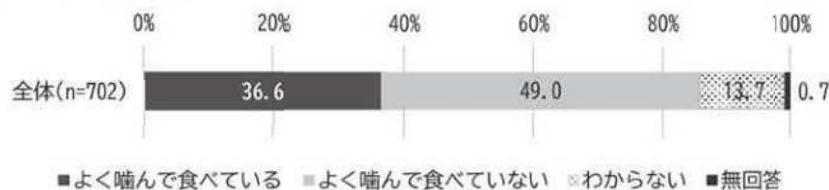
食事の時の咀嚼の状況については、全体では“よく噛んで食べている”は44.3%、“よく噛んで食べていない”は54.3%となっています。
性別にみると、“よく噛んで食べている”は男性で39.0%、女性で48.6%となっています。
年代別にみると、40歳代の“よく噛んで食べていない”は7割弱と他の年代に比べて高くなっています。

※“よく噛んで食べている”「ゆっくりよく噛んで食べている」+「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」

“よく噛んで食べていない”「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない」+「ゆっくりよく噛んで食べていない」



【参考】平成28年度調査



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

5)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の状況

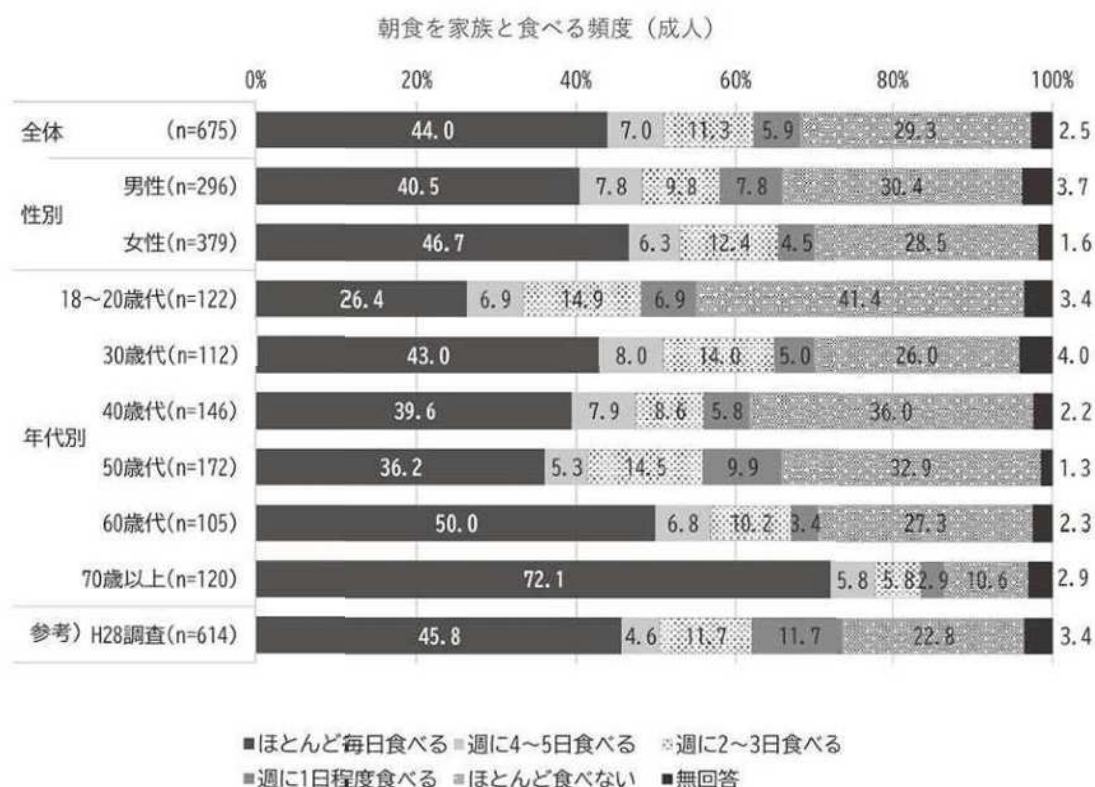
①朝食

朝食を家族と一緒に食べる頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が44.0%、「ほとんど食べない」が29.3%となっています。

性別にみると、女性の「ほとんど毎日食べる」は46.7%と男性に比べ6.2ポイント高くなっています。

年代別にみると、70歳以上の「ほとんど毎日食べる」は7割を超え、他の年代に比べ高い割合となっています。一方で、18～20歳代の「ほとんど食べない」は41.4%と、他の年代に比べ5.4ポイント以上高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「ほとんど食べない」が6.5ポイント高くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成28年度、令和5年度)

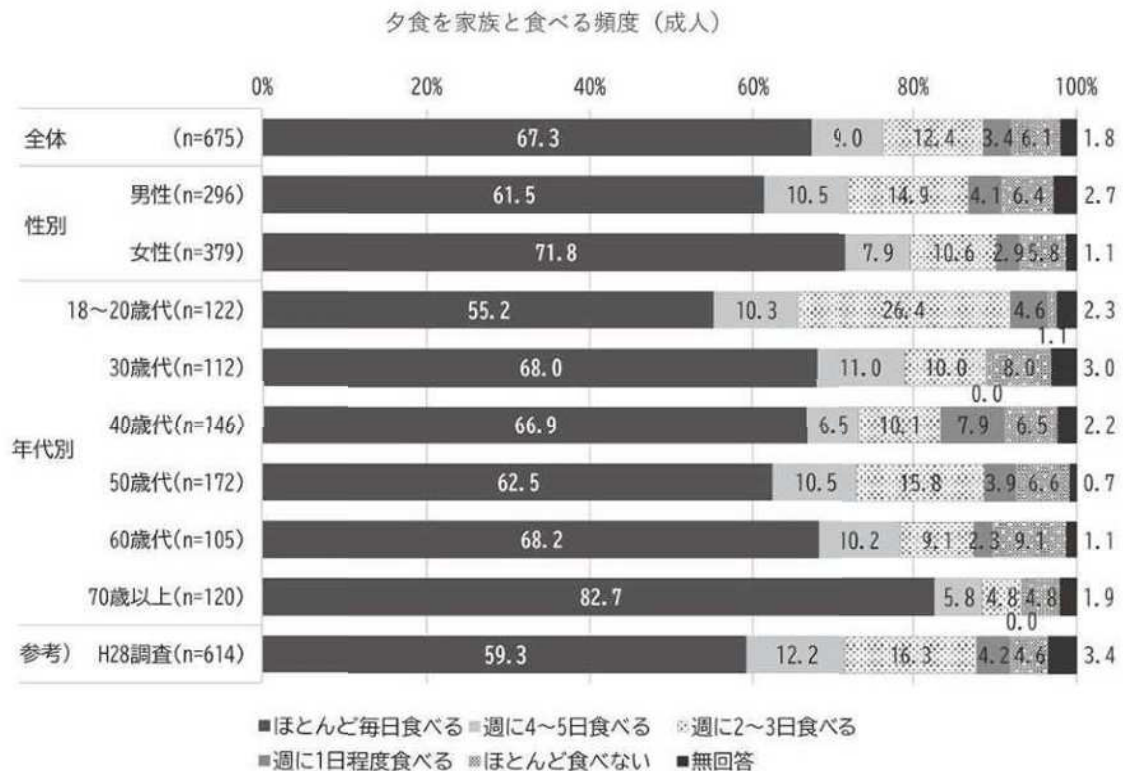
②夕食

夕食を家族と一緒に食べる頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が 67.3%、「ほとんど食べない」が 6.1%となっています。

性別にみると、女性の「ほとんど毎日食べる」が 71.8%と男性に比べ 10 ポイント以上高くなっています。

年代別にみると、18～20 歳代の「ほとんど毎日食べる」は 55.2%と他の年代に比べ低くなっています。

平成 28 年度調査と比較すると、「ほとんど毎日食べる」は 8 ポイント高くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成 28 年度、令和 5 年度)

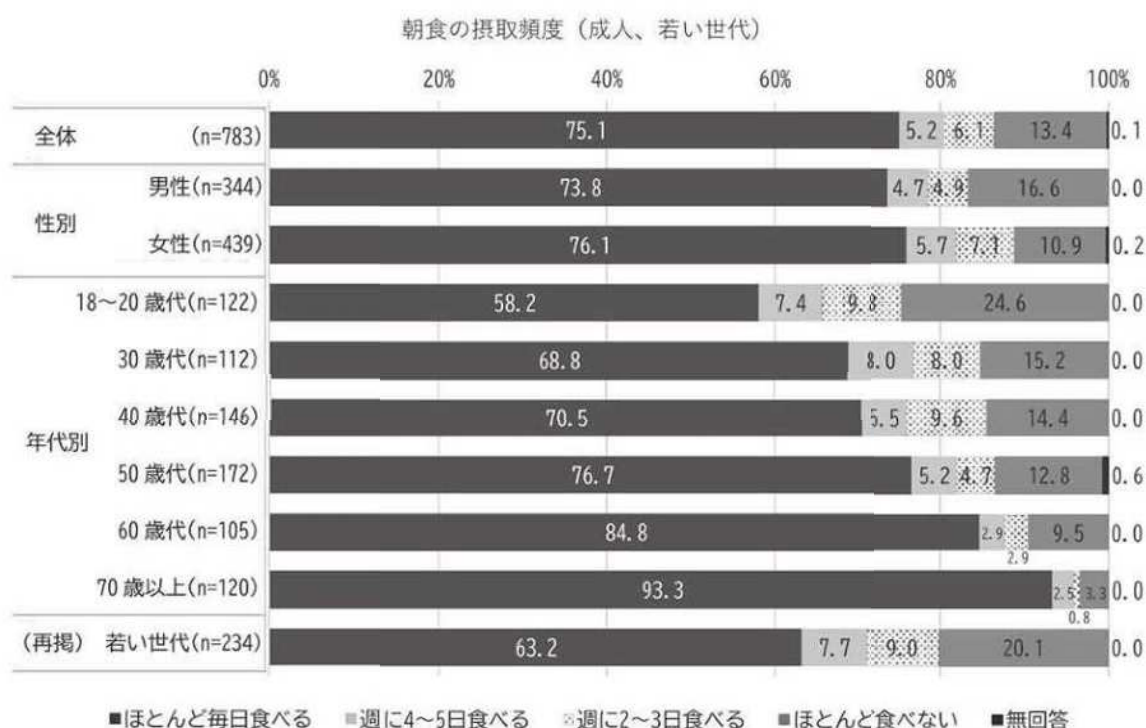
6)朝食を毎日食べる人の割合(成人、若い世代、小学生、中学生)

成人の朝食の摂取頻度については、全体では「ほとんど毎日食べる」が75.1%となっている一方で、「ほとんど食べない」は13.4%となっています。

年代別にみると、18～20歳代の「ほとんど食べない」は他の年代に比べ9.4ポイント以上高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「ほとんど食べない」は2.4ポイント高くなっています。

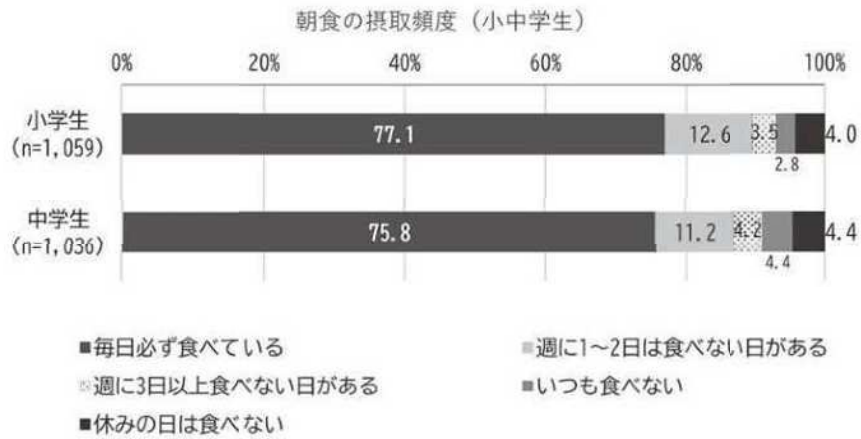
朝食を毎日食べる小学生は77.1%、中学生は75.8%となっています。



【参考】平成28年度調査



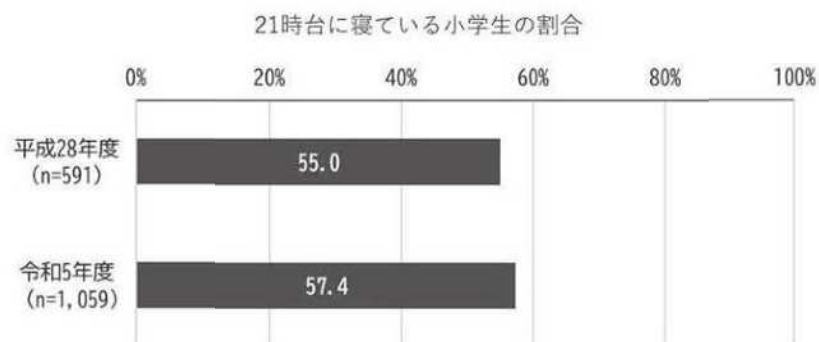
資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成28年度、令和5年度)



資料：学校給食・食生活に関するアンケート調査（令和5年度）

7) 早く寝る小学生の割合(21 時台の就寝)

早く寝る小学生の割合は、2.4ポイント増加しましたが、目標値(70%)には達していません。

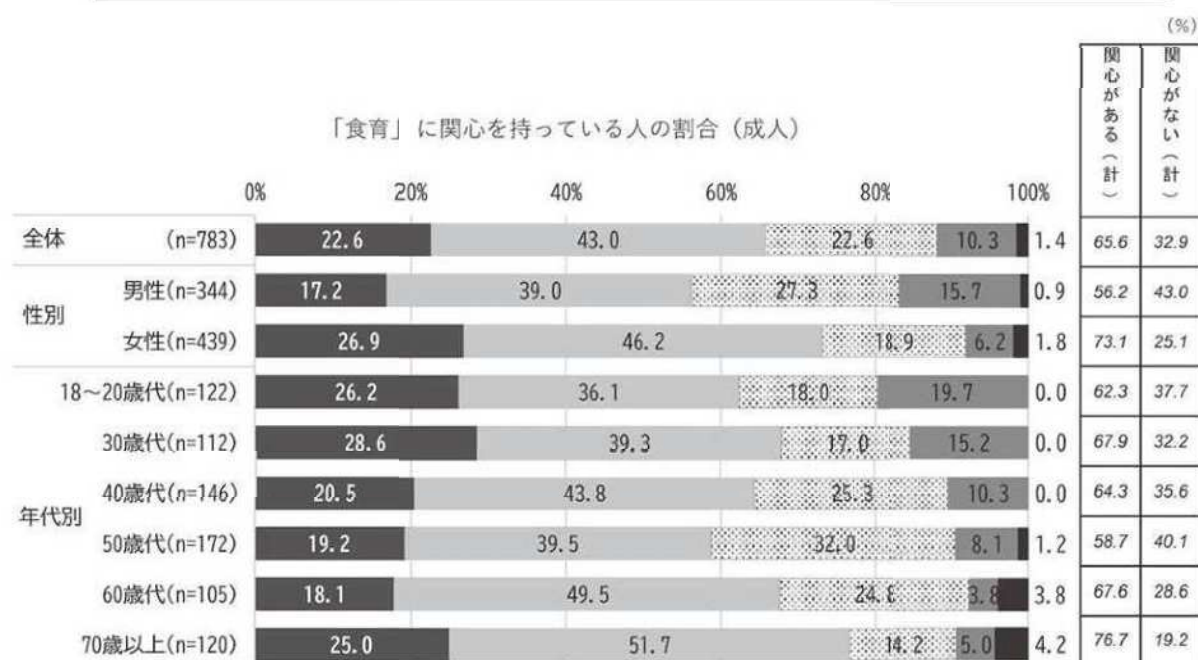


資料：学校給食・食生活に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

8)「食育」に関心を持っている人の割合

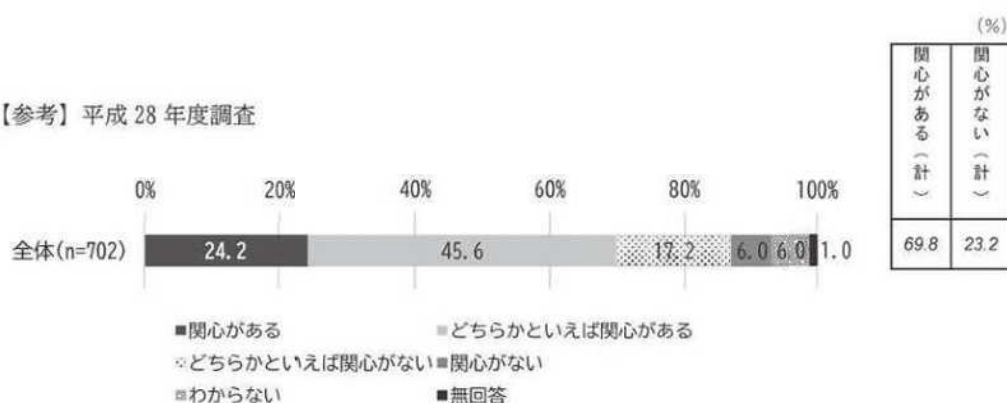
「食育」への関心の有無については、全体では「関心がある」は 65.6%、「関心がない」は 32.9%となっています。[※]
 性別にみると、「関心がある」は男性が 56.2%であるのに対し、女性は 73.1%と約 17 ポイント高くなっています。
 平成 28 年度調査と比較すると、「関心がない」は 9.7 ポイント高くなっています。

※「関心がある」「関心がある」+「どちらかといえば関心がある」
 「関心がない」「どちらかといえば関心がない」+「関心がない」



■関心がある ■どちらかといえば関心がある ■どちらかといえば関心がない ■関心がない ■無回答

【参考】平成 28 年度調査



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

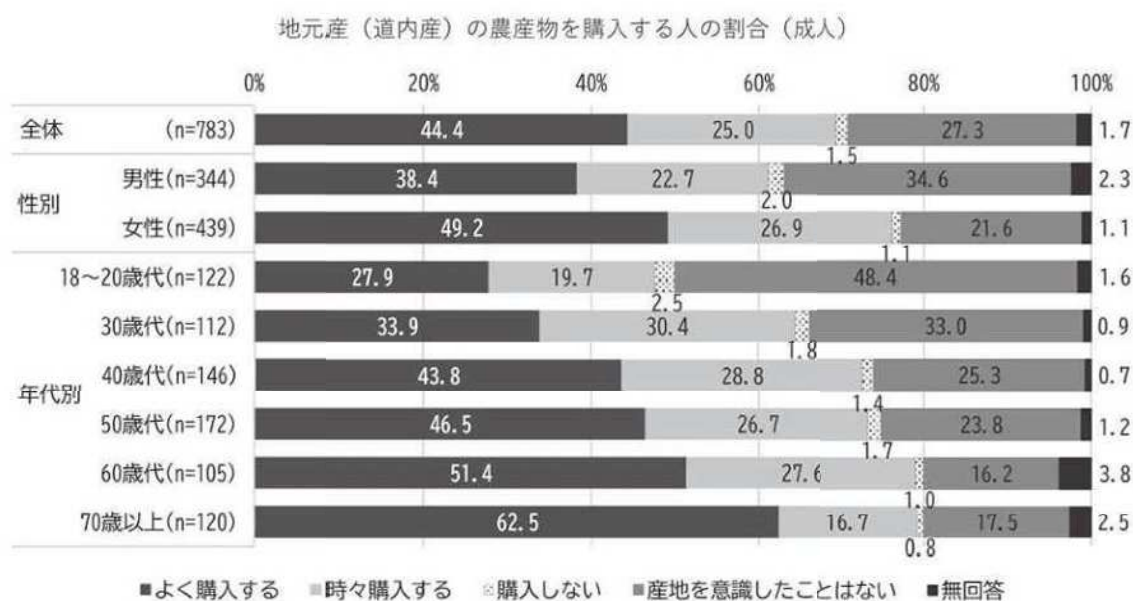
9)地元産(道内産)食材を購入する人の割合

地元産(道内産)の農産物の優先購入については、全体では「よく購入する」が44.4%、「時々購入する」が25.0%となっています。一方で「産地を意識したことはない」は27.3%、「購入しない」は1.5%となっています。

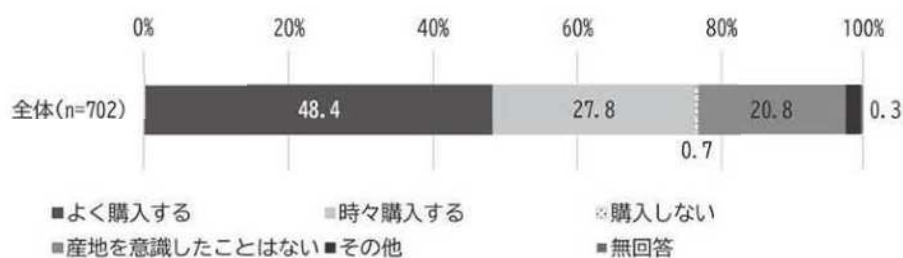
性別にみると、「よく購入する」は男性で38.4%、女性で49.2%となっています。

年代別にみると、「よく購入する」の割合は年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。

平成28年度調査と比較すると、「産地を意識したことはない」は6.5ポイント高くなっています。



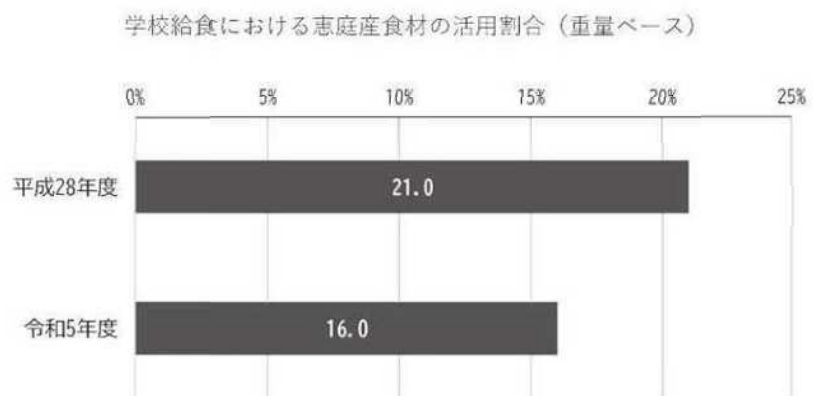
【参考】平成28年度調査



資料: 志庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(平成28年度、令和5年度)

10)学校給食における恵庭産食材の活用の割合

学校給食における恵庭産食材(野菜)の使用状況は、全体野菜使用量の16%でした。



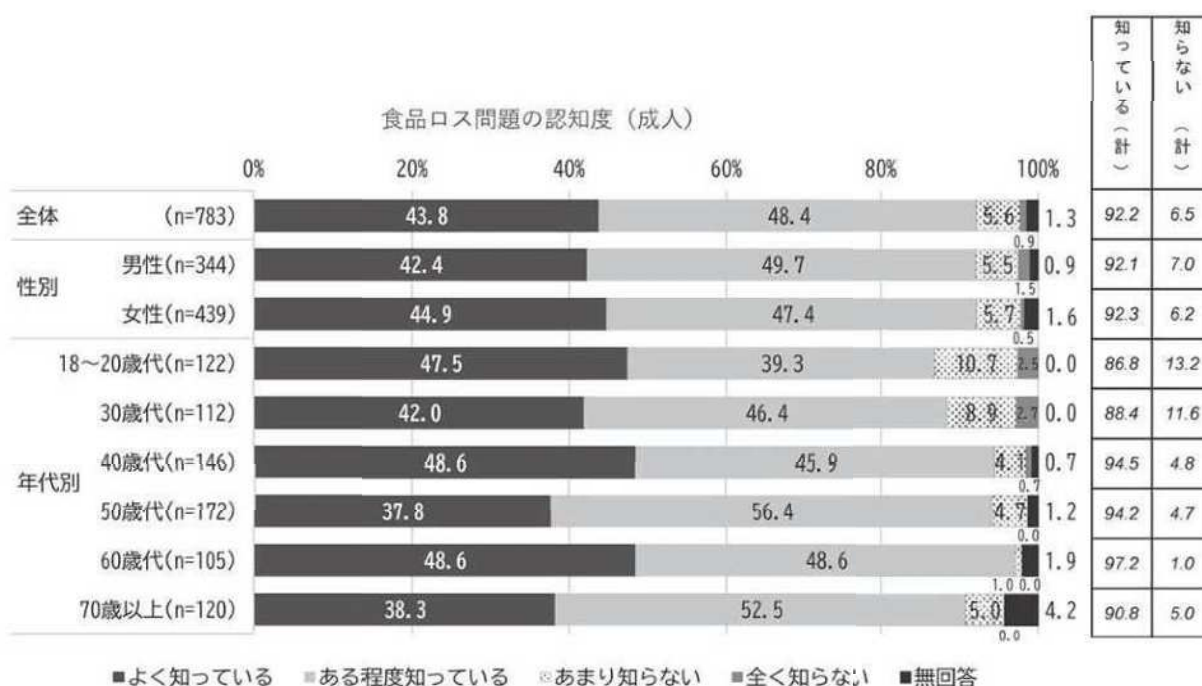
資料：学校給食で使用する食品・器具等の調査（平成 28 年度、令和 5 年度）

11)食品ロス削減について

①食品ロス問題の認知度

食品ロス問題の認知については、全体では“知っている”は92.2%、“知らない”は6.5%となっています。[※]
年代別にみると、60歳代の“知っている”は97.2%と他の年代に比べ高くなっています。

※“知っている”「よく知っている」+「ある程度知っている」
“知らない” 「あまり知らない」+「全く知らない」

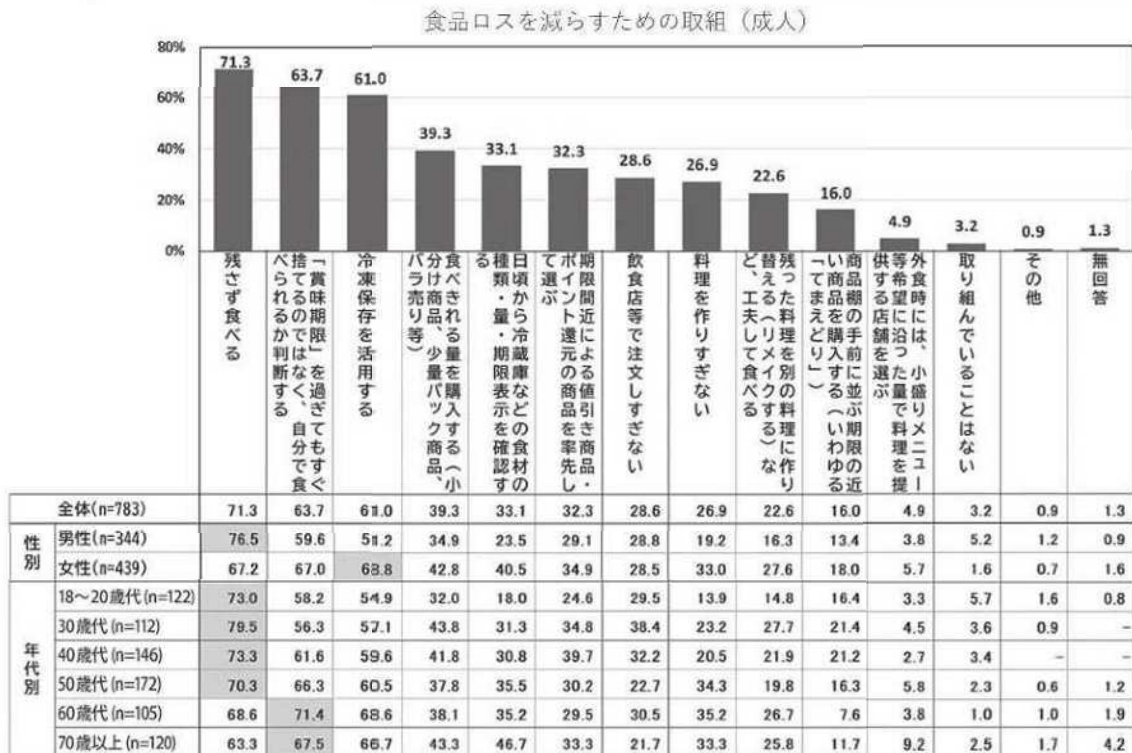


資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（平成28年度、令和5年度）

②食品ロスを減らす取組

食品ロスを減らすための取組については、全体では「残さず食べる」が71.3%で最も高く、次いで「賞味期限」を過ぎてでもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」が63.7%、「冷凍保存を活用する」が61.0%となっています。

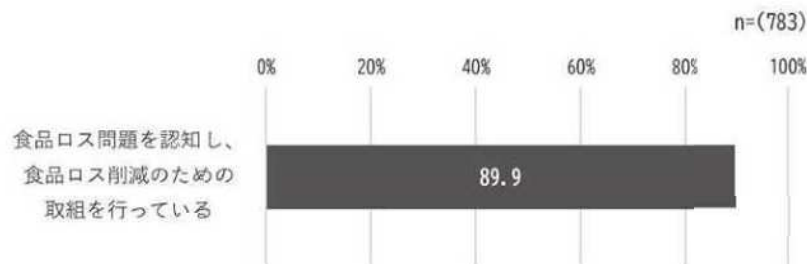
性別にみると、男性は「残さず食べる」(76.5%)、女性は「冷凍保存を活用する」(68.8%)と回答した人が最も多くなっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（令和5年度）

③食品ロス削減のために何らかの行動をしている人

食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答し、かつ食品ロスを減らすための取組を行っている人は全体の89.9%となっています。



資料：恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査（令和5年度）

第3章 食育推進計画の目標と施策

1. 目指すべき方向性

基本理念

『食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす』

食育の推進により、市民一人ひとりが食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力や、食への感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力を育み、「生涯にわたる健やかな暮らしの実現」をめざします。推進にあたっては家庭、幼稚園・保育園等※、学校、地域、農畜産業者・食品関連事業者、行政が協働し、目標に向かって食育推進に取り組んでいきます。

また、国の第4次食育推進基本計画の重点事項や第5次北海道食育推進計画の重点事項と調和を図りつつ、市民が具体的に食育をイメージすることができ、実践につなげられるよう食育を進めていきます。 ※「幼稚園・保育園等」とは、認定子ども園・子育て支援センター等を含みます。

基本方針

1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者まで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けて、市民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、幼稚園・保育園等、学校、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進します。

2 持続可能な食を支える食育の推進

市民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠です。食の生産から消費までの循環が環境に与える影響に配慮し、多くの人や活動により支えられている食に感謝の念や理解を深め、地域の食材や食文化を大切に食育を推進します。

【国】第4次食育推進基本計画 重点事項

- 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・食と環境の調和：環境の環(わ)
 - ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪(わ)
 - ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和(わ)
- 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

【北海道】第5次北海道食育推進計画 重点事項

- 子ども及び子育て世代の食育の推進
- 道民との連携とネットワークによる推進体制の強化

食育を推進するための3つの分野

食育は様々な分野にわたるため、市民一人ひとりの共通理解と積極的な参加が必要です。

本計画は、食育の共通理解を深め、恵庭市が目指す食育を展開していく上で重要な視点を、食育を推進するための3つの分野として掲げました。この3つの分野を中心に、市民一人ひとりが食に関する正しい知識を持ち、実践することが重要となります。その実践を通じて、生涯にわたり健やかな暮らしを実現することができるよう、食育を推進していきます。

恵庭市の食育推進

分野1

食をとおして 健康をつくる

- ・健康づくりや生活習慣病の発症予防および重症化予防を推進することにより、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

分野2

食をとおして 人を育む

- ・子どもから高齢者まで全ての市民が食育への関心を深め、共食の機会を持ち、充実した食生活を実践できるよう食育を推進します。
- ・若い世代が食に対する意識を高め、主体的に健全な食生活に取り組めるよう食育を推進します。

分野3

食をとおして 地域をつくる

- ・地域の食文化について市民が関心や理解を深められるよう食育を推進します。
- ・生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減や環境に配慮した食育を推進します。

2. 計画の体系

基 本 理 念	基本方針	分野	目 標	個人・地域の取組	基本的な施策
食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす	1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 2 持続可能な食を支える食育の推進	分野 1 食をとおして健康をつくる	① 体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす ② 1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす ④ ゆっくりよく噛んで食べる人を増やす	・日頃から望ましい食生活を意識しましょう ・減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう ・ゆっくりよく噛んで食べましょう	○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 ○生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進 ○高齢者に関わる食育の推進 ○8020やカミング30等の歯科保健活動における食育の推進
		分野 2 食をとおして人を育む	⑤ 「食育」に関心を持っている人を増やす ⑥ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす ⑦ 朝食を毎日食べる人を増やす	・食育に関心を持ち、理解を深めましょう ・家族や仲間と食卓を囲みましょう ・地域で食を通じたコミュニケーションを図りましょう ・朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう	○食育に関する理解の推進 ○コミュニケーションを通じた共食の推進 ○子どもの基本的な生活習慣の形成 ○多様な暮らしに対応した食育の推進 ○若い世代に関わる食育の推進
		分野 3 食をとおして地域をつくる	⑧ 地元産（道内産）食材を購入する人を増やす ⑨ 学校給食における恵庭産食材の活用を増やす ⑩ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やす	・家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう ・地元の食材を積極的に利用しましょう ・食べきれない量を作ったり、注文したりしましょう ・残さず食べましょう	○地域の食文化を大切に食育の推進 ○地産地消の推進 ○食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

3. 計画の目標と評価指標

評 価 指 標					参 考	
分 野	目 標	指 標	計画策定時	目標値 令和13年度	国：現状値	国：目標値
			令和5年度		令和5年度	
1. 食をとおして健康をつくる	①体や健康のことを考えて食事をしている人を増やす	①体や健康のことを考えて食事をしている人の割合	中学生 82%	90%	なし	なし
		成人 76%	現状維持	適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民：63%	適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民：75%以上	
	②1日350g以上の野菜を摂取している人を増やす	②1日350g以上の野菜を摂取している人の割合	成人 20%	40%	1日当たりの野菜摂取量の平均値：281g	1日当たりの野菜摂取量の平均値：350g以上
	③栄養バランスに配慮した食生活を実践する人を増やす	③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	成人 32%	50%	38%	50%以上
			若い世代 26% (18～30歳代)	40%	28% (20～30歳代)	40%以上 (20～30歳代)
	④ゆっくりよく噛んで食べる人を増やす	④ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	成人 44%	55%	48%	55%以上
2. 食をとおして人を育む	⑤「食育」に関心を持っている人を増やす	⑤「食育」に関心を持っている人の割合	成人 66%	90%	78%	90%以上
			週9.2回	週11回以上	週9.0回	週11回以上
	⑦朝食を毎日食べる人を増やす	⑦朝食を毎日食べる人の割合	小学生 77%	100%	朝食を欠食する子供：6%	朝食を欠食する子供：0%
			中学生 76%	100%	なし	なし
			成人 75%	85%	79%	なし
			若い世代 63% (18～30歳代)	85%	朝食を欠食する若い世代 (20～30歳代)：28%	朝食を欠食する若い世代 (20～30歳代)：15%以下
3. 食をとおして地域をつくる	⑧地元産（道内産）食材を購入する人を増やす	⑧地元産（道内産）食材を購入する人の割合	成人 69%	80%	産地や生産者を意識して選ぶ国民：67%	産地や生産者を意識して選ぶ国民：80%以上
	⑨学校給食における恵庭産食材の活用を増やす	⑨学校給食における恵庭産食材の活用の割合 ※重量ベース	16%	30%	55% ※金額ベース	なし
	⑩食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やす	⑩食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	成人 90%	現状維持	77%	80%以上

4. 施策の展開

(1) 分野別の施策

分野1 食をととして健康をつくる

健康づくりや生活習慣病の発症予防および重症化予防を推進することにより、子どもから高齢者まで全ての市民が健やかで心豊かに生活でき、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。健康寿命の延伸のためには、市民一人ひとりが主食、主菜、副菜を組み合わせた献立を意識し、栄養バランスに配慮した食事をとることや、適正体重を維持できるようエネルギーの調整を心がけるなどの健全な食生活を実践することが重要です。

なお、体格(BMI)に関しては、第3次恵庭市健康づくり計画の「栄養・食生活」の領域の中で対策を講じ十分な連携を図っていきます。(目標:妊娠届出時のやせの人の割合の減少、全出生中の低出生体重児の割合の減少、やせ傾向にある子どもの割合の減少、肥満傾向にある子どもの割合の減少、40～60歳代の肥満者の割合の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の減少)

個人・家庭・地域の取組

- 日頃から望ましい食生活を意識しましょう
- 減塩や栄養バランスの良い食事で生活習慣病を予防しましょう
- ゆっくりよく噛んで食べましょう

基本的な施策

- 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- 生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進
- 高齢者に関わる食育の推進
- 8020 やカミング 30*等の歯科保健活動における食育の推進

※カミング30(サンマル):健康づくりや食育の視点から、ひとくち 30 回以上かむことを目標としたキャッチフレーズ

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
①体や健康のことを考えて食事をしている人の割合	中学生 82%	90%
	成人 76%	現状維持
②1日350g以上の野菜を摂取している人の割合	成人 20%	40%
③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	成人 32%	50%
	若い世代 26% (18～30歳代)	40%
④ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	成人 44%	55%

関連する取組

○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食事のマナー・バイキング給食	バイキング給食を通して、食事のマナーを学ぶ(年2回)	認定こども園
給食・食育会議、研修会の実施	給食献立や衛生管理など情報を共有し検討する	保育園
保育園給食	子どもの健やかな発育・発達をめざす給食の提供(昼食、間食)	保育園
クッキング保育	自ら料理をすることで、作ること・食べることの楽しさを学ぶ	保育園
恵庭市ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポートの協力会員になるための、幼児の食に関わる知識を学ぶ座学講座	子ども政策課 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
妊婦教室	妊娠中から自分の食生活を振り返り、バランスの良い食事や必要な栄養素の摂取について理解を深める(年4回)	えにわっこ応援センター
育児教室	離乳食の進め方を理解し、それに伴う不安を解決に導き、乳歯の手入れについて学ぶ(年6回)	えにわっこ応援センター
乳幼児の栄養相談	乳幼児健診(生後3～4か月・9～10か月・1歳6か月・3歳)、すすく相談で、食に関わる不安の軽減と、栄養に関する情報の提供を行う(毎月)	えにわっこ応援センター
子育てセミナー	子育て支援センター事業の一環で、乳幼児の保護者を対象に、食や栄養に関する知識や情報の提供を行う	子ども政策課

○生活習慣病予防による健康寿命の延伸につながる食生活実践の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食育教材の制作と活用及び提供	栄養教育論実習内で、道民への栄養・食生活に関する普及・啓発教材の制作・活用・提供	北海道文教大学
道民の健康づくり推進事業	食事などの健康に関する正しい知識等の普及啓発を行い、健康の増進を図る	千歳保健所
食環境整備事業	ほっかいどうヘルスサポートレストラン事業と食品表示法による栄養成分表示の推進	千歳保健所
栄養関係研修事業	管内給食施設栄養管理担当者等を対象とした研修会の開催	千歳保健所

事業名	概要	担当・関係団体
健康づくり相談日	生活習慣病予防のための個別相談に応じ、からだ測定、保健・栄養指導を行う(月 1 回)	保健課
特定保健指導	特定健康診査の支援対象者に対し、個別または集団への支援を通して生活習慣の改善を図る	保健課
生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健指導	生活習慣病の発症予防が必要な方(集団年 4 回)や重篤な疾病や合併症のリスクが高い方への指導(随時)	保健課

○高齢者に関わる食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
おかめカレー	カレーづくりや配食を通じた繋がりづくりと見守り(主に高齢者)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
男性会員の料理教室	食を通して男性会員の自立を促しフレイル予防に繋げる	恵庭市老人クラブ連合会
出前講座	栄養や歯科、生活習慣に関する健康教育の実施	保健課

○8020 やカミング 30 等の歯科保健活動における食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布等	歯科疾患の予防や口腔機能の維持を目的とした知識の普及及び指導やフッ素塗布	保健課

分野2 食をととして人を育む

ライフスタイルの多様化により一人で食事をする人が増えています。子どもから高齢者まで全ての市民が食育への関心を深め、コミュニケーション豊かな共食の機会を持ち、健全で充実した食生活を実践できるよう食育を推進します。

若い世代が食に対する意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践していくことができるよう食育を推進します。

個人・家庭・地域の取組

- 食育に関心を持ち、理解を深めましょう
- 家族や仲間と食卓を囲みましょう
- 地域で食を通じたコミュニケーションを図りましょう
- 朝食をとり健康的な生活リズムを身につけましょう

基本的な施策

- 食育に関する理解の促進
- コミュニケーションを通じた共食の推進
- 子どもの基本的な生活習慣の形成
- 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 若い世代に関わる食育の推進

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
⑤「食育」に関心を持っている人の割合	成人 66%	90%
⑥朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.2回	週11回以上
⑦朝食を毎日食べる人の割合	小学生 77%	100%
	中学生 76%	100%
	成人 75%	85%
	若い世代 63% (18～30歳代)	85%

関連する取組

○食育に関する理解の促進

事業名	概要	担当・関係団体
食育だより、保育園給食レシピの配布	食に関する情報を提供する	保育園
食育だより、食育通信等の発行	学校行事や食の指導目標に沿った食に関する情報提供及び家庭への啓蒙	小学校・中学校、学校給食センター
学校掲示板の活用	望ましい食習慣につながる食育資料の掲示	小学校・中学校

事業名	概要	担当・関係団体
道文教大のしあわせレシピ	生活情報誌「ちゃんと」に月 1 回料理レシピを掲載	北海道文教大学
FM「e-niwa」でのPR放送①(食育の日)	毎月 19 日(食育の日)に、食育に関する情報を発信	地域 FM 放送 e-niwa(いーにわ)、保健課
FM「e-niwa」での PR 放送②(給食紹介)	幼稚園・小学校・中学校の当日の給食を紹介	地域 FM 放送 e-niwa(いーにわ)、学校給食センター等
給食試食会	保護者の学校給食理解の機会づくり	学校給食センター
食育講座	歯科保健や家族の食について考える機会の提供(毎年 6 月)	保健課
食育講演会	食育についての理解を深め食育推進に取り組めるように普及啓発を図る(年 1 回)	保健課
食育推進展示	関係機関・団体の食育推進の取組をパネル展示し、レシピ・パンフレット等を配布する	保健課、北海道文教大学等
子育てセミナー【再掲】	子育て支援センター事業の一環で、乳幼児の保護者を対象に、食や栄養に関する知識や情報の提供を行う	子ども政策課

○コミュニケーションを通じた共食の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食育教室	地域の生産者や関係機関と連携し調理実習を実施(親子対象…年 5 回、学童保育通園児対象…年 10 回)	北海道文教大学、ルーキーズカンパニー、学校給食センター等
牛乳・乳製品料理講習会	調理実習を通して牛乳・乳製品の知識と料理方法を普及する(年 1 回)	恵庭消費者協会
子どもの生活・学習支援事業	様々な困難や課題を抱えている小・中学生を中心とした、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等	えにわっこ応援センター
地域・子ども食堂	地域の方との関わりを通じて子どもも大人も安心できる居場所づくりを目指し、カレーライスを提供	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
おかめカレー【再掲】	カレーづくりや配食を通じた繋がりと見守り(主に高齢者)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	概要	担当・関係団体
恵庭市地域活動支援センター事業	調理実習を通して利用者間や職員との関係性をつくる(週 4 回)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
カフェ・畑	栄養バランス・安心安全を考慮した料理や弁当の提供と、自分たちで育てた野菜の販売を通して、地域との繋がりを深める(就労支援 B 型はっぴーjob 就労の場)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
親子ふれあい教室	調理実習を通じて親子が触れ合う機会をつくる	社会教育課
日曜趣味講座	平日の講座に参加できない市民に参加の機会をつくる(食関連の事業を開催)	社会教育課

○子どもの基本的な生活習慣の形成

事業名	概要	担当・関係団体
食に関する指導・給食指導	健康維持のための望ましい食習慣の理解と自ら管理する意識を身に付けることを目的とした食指導や、給食を通して食への関心を高める指導	小学校・中学校、学校給食センター
学校給食・食生活に関する調査	児童生徒の実態を把握するためのアンケート調査	小学校・中学校
学校給食の実施	心身の健全な発達のために、バランスのとれた食事を通年で提供	学校給食センター
出前講座【再掲】	栄養や歯科、生活習慣に関する健康教育の実施	保健課

○多様な暮らしに対応した食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
食物アレルギー対応	対象者を把握し、代替食の提供とアレルギー対応連絡表の配布を実施	学校給食センター

○若い世代に関わる食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
えにわ大好き！食の体験ランド	小学校 4～6 年生を対象に、文教大生と調理体験・収穫体験・ワークショップを通して、農作物への関心や理解を深め、食や人のつながりの大切さ、食べ物への興味、感謝の気持ちを育む	ルーキーズカンパニー、北海道文教大学、社会教育課
北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト	SNS や YouTube、地元 FM 放送などを通じた情報発信や、幅広い年齢層が集まる地域のイベントやライブハウス等で、食育の課題や提案をオリジナル楽曲にして、歌と踊りで表現する	北海道文教大学

分野3 食をととして地域をつくる

日本の伝統的な食文化に対する市民の関心を深め、調理技術や作法、行事食など生活とともにある日本の食文化への理解を深められるように食育を推進します。

市民一人ひとりが生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減や環境に配慮した食育を推進します。

個人・家庭・地域の取組

- 家庭や郷土の味、伝統料理に親しみ、次世代に伝えましょう
- 地元の食材を積極的に利用しましょう
- 食べられる量を作ったり、注文したりしましょう
- 残さず食べましょう

基本的な施策

- 地域の食文化を大切にした食育の推進
- 地産地消の推進
- 食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

評価指標

指標名	計画策定時 (令和5年度)	目標値 (令和13年度)
⑧地元産(道内産)食材を購入する人の割合	成人 69%	80%
⑨学校給食における恵庭産食材の活用の割合 ※重量ベース	16%	30%
⑩食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	成人 90%	現状維持

関連する取組

○地域の食文化を大切にした食育の推進

事業名	概要	担当・関係団体
幼稚園給食	幼児期から和食に触れ、食に対する関心を高め食の大切さを学ぶことを目的とした給食の提供	認定こども園
季節の食材や食文化を通した食育活動	給食・年間行事を通じて、季節感や伝統的な食文化にふれる	保育園
ふるさと教育	ふるさとの産業にふれ、地域の人々とのふれあいを通して、地域の一員としての自覚を持たせる	小学校・中学校
味噌づくり講習会	恵庭産大豆を使用して味噌を作り、味噌の効能を理解する	恵庭消費者協会

○地産地消の推進

事業名	概要	担当・関係団体
地産地消の実施	地元産農作物を給食に取り入れる	保育園
FM「e-niwa」での PR 放送③(食べて♡恵庭の やさい)	地元の音楽ユニット「Dual March」が作詞作曲した「食べて♡恵庭のやさい」をラジオやスーパーマーケット・小学校・Youtube など発信し地産地消に繋げる	地域 FM 放送 e-niwa(いーにわ)
農商工連携による商品 開発事業	市内の農業者・飲食事業者・食品関連企業が連携して、地域資源を活用した新製品の開発と販売(姉妹都市…藤枝市との連携商品あり)	商工労働課、 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク
恵庭市農商工等連携推進ネットワーク事業	農商工連携を推進し、地域資源を活用した特産品開発等をもって地域経済の活性化を図る	商工労働課、 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク
えにわん産業祭	企業、団体による出店・販売及び地域資源を活用した商品・取り組みを市内外に PR	商工労働課、 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク
地場産品を活用した地域貢献	イベント(えにわん産業祭等)で地元産食材(えびすかぼちゃ)を活用した商品を販売し、地元産食材の認知・購入増につなげる	恵庭商工会議所
えにわ大好き！食の体験ランド【再掲】	小学校 4～6 年生を対象に、文教大生と調理体験・収穫体験・ワークショップを通して、農作物への関心や理解を深め、食や人のつながりの大切さ、食べ物への興味、感謝の気持ちを育む	ルーキーズカンパニー、 北海道文教大学、 社会教育課

○食品ロスの削減や食べきり、食を大切にする意識の啓発

事業名	概要	担当・関係団体
畑の活動	身近にある食を園生活に取り入れることで食と生活を結び付け、心を育むための畑・水田活動	認定こども園
家畜の飼育	動物を飼育し、その卵や肉を食することで命の大切さ、食との関係を学ぶ	認定こども園
クッキング	実際に調理することで、調理に関わる人や食材に感謝する気持ちを育てる	認定こども園
菜園活動、収穫体験	園内菜園・プランター・肥料袋を使用した野菜の栽培・収穫の体験から、自然や育てた人への感謝、命を大切にする気持ちを育む	保育園
非常食の試食	非常時・災害時の食について関心を持つ機会をつくる	保育園

事業名	概要	担当・関係団体
食品ロス削減推進計画の策定	市民・関係機関及び団体、事業者と市が協働し、様々な立場から主体的に食品ロスを削減していくための計画を策定	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課
食品ロス削減推進ポスターの作成及び掲示	食育アイドルを起用しポスターを作成・掲示する	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課、 北海道文教大学
ポスターメイキング・インタビュー動画の作成及び公開	食品ロス削減推進ポスターの撮影とインタビューを、動画として公開する	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課、 北海道文教大学
食品ロス削減啓発楽曲MVの撮影場所の提供	恵庭市焼却施設を撮影場所として提供	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課、 北海道文教大学
ガーデンシティえにわFOODBAGの作成及び配布	FOODBAG(食べ残し商品持ち帰り容器)の作成と配布	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課
フードドライブ活動の紹介	市内で行われている、各家庭などから「まだ食べられるのに捨ててしまう食べ物」を集めて、フードバンク等に寄付をする活動を市HPで紹介	ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

2)ライフステージ別の事業一覧(事業名は再掲)

事業名	ライフステージ					
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	青年期	壮年・ 中年期	高齢期
幼稚園給食						
畑の活動						
家畜の飼育						
食事のマナー・バイキング給食						
クッキング						
保育園給食						
菜園活動、収穫体験						
クッキング保育						
季節の食材や食文化を通じた食育活動						
地産地消の実施						
食育だより、保育園給食レシピの配布						
給食・食育会議、研修会の実施						
非常食の試食						
食に関する指導・給食指導						
学校給食・食生活に関する調査						
学校掲示板の活用						
ふるさと教育						
食育だより、食育通信等の発行						
食育教室						
食育教材の制作と活用及び提供						
道文教大のしあわせレシピ						
牛乳・乳製品料理講習会						
味噌づくり講習会						
男性会員の料理教室						
子どもの生活・学習支援事業						
地域・子ども食堂						
おかめカレー						
恵庭市ファミリー・サポート・センター事業						
恵庭市地域活動支援センター事業						
カフェ・畑						
FM「e-niwa」でのPR放送①(食育の日)						
FM「e-niwa」でのPR放送②(給食紹介)						
FM「e-niwa」でのPR放送③(食べて♡恵庭のやさい)						
道民の健康づくり推進事業						
食環境整備事業						
栄養関係研修事業						

事業名	ライフステージ					
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	青年期	壮年・ 中年期	高齢期
農商工連携による商品開発事業						
恵庭市農商工等連携推進ネットワーク						
えにわん産業祭						
えにわ大好き！食の体験ランド						
北海道文教大学学生ボランティア活動による食育アイドルプロジェクト						
地場産品を活用した地域貢献						
親子ふれあい教室						
日曜趣味講座						
学校給食の実施						
給食試食会						
食物アレルギー対応						
子育てセミナー						
妊婦教室						
育児教室						
乳幼児の栄養相談						
食品ロス削減推進計画の策定						
食品ロス削減推進ポスターの作成及び掲示						
ポスターメイキング・インタビュー動画の作成及び公開						
食品ロス削減啓発楽曲MVの撮影場所の提供						
ガーデンシティえにわFOODBAGの作成及び配布						
フードドライブ活動の紹介						
食育講座						
食育講演会						
食育推進展示						
出前講座						
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布等						
健康づくり相談日						
特定保健指導						
生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健指導						

ライフステージの区分

「 妊娠期 」……妊婦および、妊婦の家族 「 乳幼児期 」……乳幼児および、乳幼児の保護者など

「 学齢期 」……小学生、中学生 「 青年期 」……16～24歳

「 壮年期 」……25～44歳 「 中年期 」……45～64歳 「 高齢期 」……65歳以上

第4章 計画を円滑に推進するために

1. 計画推進における役割

(1) 家庭の役割

子どもの健やかな成長には、栄養バランスのとれた食事と適切な身体活動、十分な睡眠や休養が必要であり、これら基本的な生活習慣の形成は、家庭が重要な役割を担っています。しかし、社会環境の変化から子どもの生活は夜型となり、疲労感の蓄積による朝食の欠食、または多様化するライフスタイルにより家族で食卓を囲むことが難しいなどの状況にあります。家庭は食育の基本となる重要な場として、子どもの頃から健康づくりの視点を持ち、市民一人ひとりが食育の推進に取り組むことが大切です。

(2) 幼稚園・保育園等の役割

子どもたちは食に関する多様な体験から多くのことを学びながら、食習慣の基礎をつくっていきます。子どもの育ちを支える幼稚園・保育園・認定子ども園・子育て支援センター等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。給食や日々の活動・行事の中に食に関する学習や体験を取り入れ、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を進めるとともに、保護者への啓発を含め、就学前の子どもへの食育を推進します。

(3) 学校の役割

学校における食育は、学校給食を活用しながら、各教科や総合的な学習・特別活動をととして、児童・生徒が食に関する知識を身につけ、望ましい食習慣の形成をめざします。小中学校に配置された栄養教諭と教職員が連携を図り、食の指導を充実させながら、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組みます。

(4) 地域の役割

恵庭市では、関係団体、市民団体などがさまざまな場で食に関する取組を展開しています。食育をさらに推進するためには、家庭・個人の取組だけではなく、地域活動の場を活用し、連携して取り組むことが大切です。乳幼児から高齢者までさまざまな世代が食をととして交流し、楽しみながら地域の味や食文化、食の知識、技術を伝え合うなど、あらゆるネットワークを活用し、まち全体で取り組みます。

(5) 農畜産業者・食品関連事業者の役割

恵庭市は地産地消が盛んであり、市民が恵庭産・地元産の新鮮な食材や加工品を購入しやすい環境があります。また、様々な体験活動を通じて生産・加工・流通のしくみを理解する機会を提供します。

(6) 行政の役割

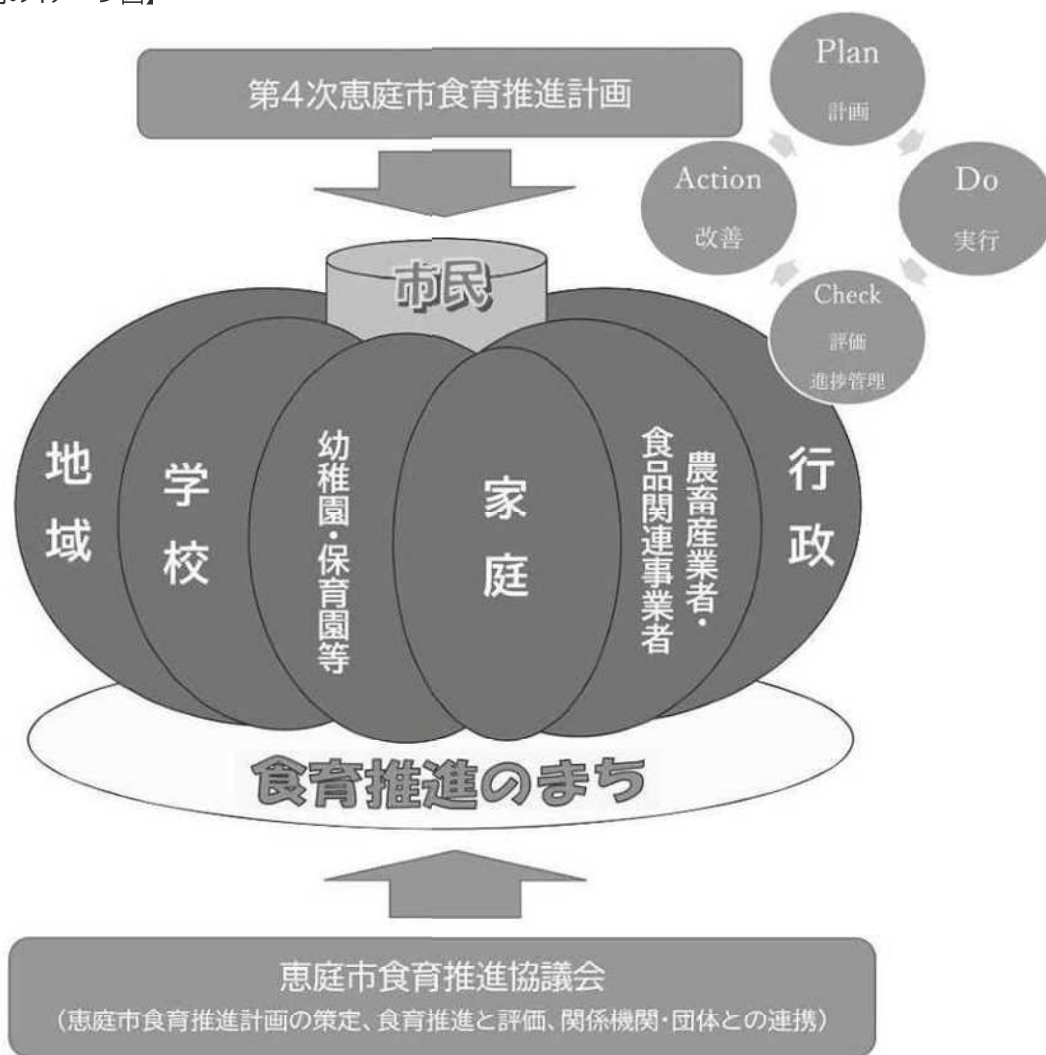
食育の推進は、市民に「食育」が浸透し実践につながるように、多くの関係団体などが連携して取り組むことが重要です。そのために、市をはじめ、市民や関係団体・機関との連携を図るための推進体制を整備し、関係者等と協働しながら総合的かつ計画的に食育の推進に取り組みます。

2. 計画の推進体制

恵庭市食育推進計画は、市民や関係団体などからの意見を施策に反映させるため、行政の関係部署、学識経験者、関係団体、市民などで組織する恵庭市食育推進協議会において、計画策定及び進行管理や評価を行います。恵庭市食育推進計画の推進にあたっては、「推進計画の策定」→「計画の実施」→「計画の評価」→「計画の見直し」のPDCAサイクルに基づき、総合的かつ計画的に進めていきます。

また、数値目標の達成状況等の評価については、アンケート調査等によるデータ収集が必要になることから、令和12年度を目途とし、それに必要な調査を実施します。

【推進体制のイメージ図】



*「えびすかぼちゃ」は道内で初めて試験栽培を行ったことから、恵庭の特産品となっています。

資 料

1. 恵庭市食育推進協議会に関すること

(1)設置要綱

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)に基づき、恵庭市における食育推進計画を策定するため及び総合的な食育の推進を図るため、恵庭市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育の推進と評価に関すること。
- (3) 関係機関・関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、食育の推進のために必要と認められること。

(組織及び任期)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

3 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席により開会する。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

4 会長は、必要があると認めたときは、ワーキング会議を開催することができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の庶務は保健福祉部保健課において処理する。

(報酬等)

第 7 条 委員には、報酬及び旅費等は支給しない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 3 条関係)

関係機関・関係団体		地域・家庭	
1	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室(千歳保健所)	11	労働者協同組合ワーカーズコープ・ センター事業団
2	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	12	地域FM放送 e-niwa(いーにわ)
3	恵庭消費者協会	13	恵庭市老人クラブ連合会
4	農業生産者	市役所	
5	恵庭商工会議所	14	教育部教育総務課長
6	食品関連事業者	15	教育部社会教育課長
学識経験者		16	教育部学校給食センター長
7	北海道文教大学人間科学部 健康栄養学科	17	経済部農政課長
		18	経済部商工労働課長
教育関係		19	子ども未来部子ども政策課長
8	幼稚園・保育園・認定こども園	20	子ども未来部えにわっこ応援センター長
9	恵庭市教頭会	21	子ども未来部すみれ保育園園長
10	栄養教諭	22	生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理 課長

(2) 恵庭市食育推進協議会委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	所 属	役 職	氏 名
関係機関・関係団体	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	企画総務課 主査	田原 麗桜奈
	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク	幹事	島田 龍哉
	恵庭消費者協会	会長	戸花 小夜子
	農業生産者(ルーキーズカンパニー)	会長	吉田 寛
	恵庭商工会議所	経営支援課 主査	今野 健介
	食品関連事業者(恵庭かのな協同組合)	理事長	平野 隆晴
経験者 学識	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科	教授	田中 弘之
教育関係	幼稚園・保育園・認定こども園	栄養教諭(恵庭幼稚園)	木幡 遼菜
	恵庭市教頭会	恵庭市立松恵小学校 教頭	竹田 睦生
	栄養教諭	栄養教諭(柏陽中学校)	伊藤 由香里
地域・家庭	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	恵庭市ファミリー・サポート・センターアドバイザー	松本 李奈
	地域 FM 放送 e-niwa(いーにわ)	営業・制作ディレクター	滝沢 貴之
	恵庭市老人クラブ連合会	会長	亀石 和代
市役所	教育部	教育総務課長	藤野 真一郎
		社会教育課長	黒氏 優子
		学校給食センター長	山野辺 龍人
	経済部	農政課長	市川 忠志
		商工労働課長	上山 謙太郎
	子ども未来部	子ども政策課長	辰下 知文
		えにわっこ応援センター長	高橋 明子
		すみれ保育園園長	五十嵐 大地
	生活環境部ゼロカーボン推進室	廃棄物管理課長	中山 真

2. 食育基本法(抄)

平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号

最終改正 平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 15 条)

第 2 章 食育推進基本計画等(第 16 条—第 18 条)

第 3 章 基本的施策(第 19 条—第 25 条)

第 4 章 食育推進会議等(第 26 条—第 33 条)

21 世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育

に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第4次恵庭市食育推進計画

令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度)

発行:令和7年(2025年)3月

発行者:恵庭市

編集:恵庭市保健福祉部保健課

(恵庭市緑町2丁目1-1)

電話番号:0123-25-5700

E-mail:hokenka@city.eniwa.hokkaido.jp

<表紙絵> 自然画家 ^{かわさき}川崎 ^{えい}映さん (市内在住)

